

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体意見 その他	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例推進事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクト名	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
040110	市町村議会の定例会の回数制限の廃止	地方自治法第102条第2項	定例会は、毎年、4回以内において条例で定める回数招集しなければならない。	A		定例会の回数は、住民自治の充実とともに、定例会と臨時会との関係を含む議会運営のあり方に関わることから、議会運営の実態を十分勘案して慎重に議論していくべきものであり、全国的な対応については分権型社会における今後の地方議会のあり方全体をなかで議論し、どのように対応するのが結論を出したい。 なお、執行機関と議会が合意して4回を上回る定例会を開催しようとする場合には、一定の条件の下に特区として対応することとする。	費省の回答にある「一定の条件」とは何かを示されたい。			具体的な基準については現在検討中である。	早急に検討し、示されたい。	B		本提案については、再検討の結果、全国的に対応することし、地方公共団体の議会の定例会の回数について、毎年4回以内で条例で定める回数とする。	1015020	鳥取県吉野市	住民に身近な市町村議会特区	市町村議会の定例会の回数制限の廃止	市町村議会定例会の年4回以内の回数制限を廃止し、市町村条例で回数を独自に定めることとする。	年4回以内に制限されている定例会の回数を、市町村条例で独自に定めることにより、様々な議題を適時・迅速に議会で議論することが可能とする。	
040120	市町村長の必置規定の廃止	地方自治法第139条第2項	市町村に市町村長を置く。	C		本提案の内容は、首長と議会の二元代表制という地方自治制度の基本構造のあり方に関わり、憲法解釈上の疑義も存することから、幅広い見地から議論を必要とする問題である。 なお、その検討の時期については未定。	第3次提案においても同旨の回答であるが、その後の検討状況を示されたい。また、今後の検討スケジュール等についても早期に示されたい。	併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		1 提案にある、いわゆる市支配人制に関しては、従来から、(1)憲法は議事機関としての議会の設置にとどまらず、議決機関と執行機関の分立を要請しているものかどうか。(2)憲法に規定する「地方公共団体の長」は執行機関の長を意味するものと解すべきかどうか、地方公共団体を代表する者であれば足りる考えられるか。という議論すべき憲法解釈上の論点があるところである。2 10のような憲法上の大きな論点があるテーマであるので、国民的な議論を得たうえで地方制度調査会等の場において慎重に検討すべき課題である。3 なお、今後の検討スケジュールについては現在までのところ未定である。	第3次提案から繰り返し提案されている事項であり、特区の基本方針に基づき、早急に検討を行うべきと考えるところ。今後の対応方針及び検討スケジュールをできるだけ早期に示されたい。		当初の回答及び再検討要請に対する回答の趣旨のとおりである。	1117020	志木市	地方自治解放特区	市町村長の必置規定の廃止	地方自治法で必置とされている市町村長について、地域の実情に応じて、当該自治体地方公共団体の議会の議決により行政事務の執行を担当する委員会を組織し、その中から代表者を選出し、その責をもち、当該自治体地方公共団体の議決を経て、その者が行政事務の執行を行う。その際、地方自治法上、地方自治法第131条の「市町村長は、条例で定めるところにより、第1項の規定にかかわらず、市町村長を置かず、当該自治体地方公共団体を組織し、これを代表する」とし、事務を管理し及びこれを執行する者として、当該自治体地方公共団体の議会の議決の中から選任された代表者をあてることができる。」と改正する。	基礎的自治体の規模に応じて、組織形態を選択できるを図り、現行制度の弾力性を図り、行政の効率化や執行機関と議会が一体となったまちづくりを展開する。		
040130	教育委員会の必置規定の廃止	地方自治法第180条の3第1項第1号	地方公共団体は執行機関として法律の定めるところにより教育委員会を設置しなければならない。	C		現行地方自治制度は、教育委員会の必置制を前提として、長・委員会・委員それぞれの権限配分や相互関係等を規定しており、教育委員会を任意設置とすることは、教育行政のあり方・地方自治制度全般をめぐる議論の中で検討されるべき課題である。	課題があるとしても、「実現するためにはどうしたらいいか」という観点から検討すべきであり、また、平成15年12月の総合規制改革会議答申において、教育委員会必置規制の廃止が提言されていることを踏まえ、特区において先行実施できないか、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		教育委員会を任意設置とすることは、教育行政のあり方・地方自治制度全般をめぐる議論の中で、幅広い見地から一般制度として検討されるべき課題である。	第3次提案から繰り返し提案されている事項であり、特区の基本方針に基づき、早急に検討を行うべきと考えるところ。今後の対応方針及び検討スケジュールをできるだけ早期に示されたい。		当初の回答及び再検討要請に対する回答の趣旨のとおりである。	1117020	志木市	地方自治解放特区	教育委員会の必置規定の廃止	地方自治法で必置とされている教育委員会を地域の実情に応じて廃止し、教育長の権限を強化する。地方自治法第180条の3第1項第1号を「置かなくてもよい」と改める。	教育に対する責任の所在を明確化するとともに、山積する教育課題に迅速に対応する。		
040140	地方自治法の財務会計関連の規制緩和	地方自治法第208条～241条等	現金会計主義	C		会計年度独立の原則、現金主義をはじめとした地方自治法上の財務に関する規定は、地方公共団体の財務事務を適正に行うために必要なものである。なお、地方自治法上の財務に関する規定は、国の財務会計制度の検討状況を踏まえつつ、そのあり方について検討を進めることとしている。	第3次提案後の検討状況を明らかにされたい。また、今後の対応方針、検討スケジュールを明確にされたい。併せて、特区で先行的に実施できないか、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		会計年度独立の原則や現金主義をはじめとした地方自治法上の財務に関する規定は、地方公共団体の財務事務を適正に行うために必要とするものであり、効率性の優先を理由にこれらの規定の大部分を条例に委ね、特定の団体について例外を設けることはできない。なお、地方自治法上の財務に関する規定は、今後、国の財務会計制度の検討状況を踏まえつつ、そのあり方について検討する。	第3次提案から繰り返し提案されている事項であり、特区の基本方針に基づき、早急に検討を行うべきと考えるところ。今後の対応方針及び検討スケジュールを明らかにされたい。		当初の回答及び再検討要請への回答にも示したとおり、国の財務会計制度の検討状況を踏まえつつ、検討を進めることとしている。	1101010	千代田区	地方自治規制改革特区	地方自治法の財務会計関連の規制緩和	地方自治法等の財務会計関連規程について企業会計方式を導入できるように措置する。	企業会計方式の導入により効率的な行政運営を図るとともに住民への説明責任を果たす。		
040150	予算単年度主義の廃止	地方自治法第208条、第211条第2項、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第220条、第233条	会計年度 = 1年間 数年度にわたるものは継続費、繰越明許費で対応 債務負担行為は継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、予算で定めなければならない。 予算を議会に提出するとき、議案を議案に提出するときは、政令で定める予算にかける説明書をあわせて提出しなければならない。 予算の内容、歳入歳出予算の区分、予算の執行、決算については政令で具体的に定めている。	C		会計年度独立の原則、現金主義をはじめとした地方自治法上の財務に関する規定は、地方公共団体の財務事務を適正に行うために必要なものである。なお、地方自治法上の財務に関する規定は、国の財務会計制度の検討状況を踏まえつつ、そのあり方について検討を進めることとしている。	第3次提案後の検討状況を明らかにされたい。また、今後の対応方針、検討スケジュールを明確にされたい。併せて、特区で先行的に実施できないか、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		提案主体はあたかも国が複数年度予算への転換について先行しているかのような主張をしているが、実際は、国においては、国庫債務負担行為等の活用により複数年度にわたる予算執行を行うこととしてあり、全く同様の試みは地方公共団体においても債務負担行為や繰越明許費の制度を活用することにより対応できることである。これらの制度を活用することにより、現行制度の下でも中長期的な財政見直しを立て、これに基づいて行政評価をも活用しながら、歳出の抑制や政策的な予算配分に努力いただきたい。			提案主体はあたかも国が複数年度予算への転換について先行しているかのような主張をしているが、実際は、国においては、国庫債務負担行為等の活用により複数年度にわたる予算執行を行うこととしてあり、全く同様の試みは地方公共団体においても債務負担行為や繰越明許費の制度を活用することにより対応できることである。これらの制度を活用することにより、現行制度の下でも中長期的な財政見直しを立て、これに基づいて行政評価をも活用しながら、歳出の抑制や政策的な予算配分に努力いただきたい。	1117040	志木市	地方自治解放特区	予算単年度主義の廃止	地方自治法で単年度とされている地方自治体の会計年度を複数年度予算に転換するとともに、評価に基づいた予算を重視した予算管理を行う。第208条を「市町村の条例で定める。」に改め、第210条に「又は、条例の定めるところにより、一会計年度に執行した一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出決算に繰り入れなければならない。」を加え、第211条第2項の「政令で定める」を「条例で定める」に改め、第212条、第213条を削除し、第214条の「繰越明許費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか」を削除し、第215条、第216条、第220条、第233条の規定を「市町村の条例で定める。」に改める。	歳入歳出を抑制し、長期的な視点で、政策的な予算配分を行う。		

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	'措置の分類、見直し	'措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	'措置の分類、見直し	'措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容						
040160	1会計年度の半期予算の承認	地方自治法第208条第1項、第211条第1項、第233条第1項	普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。予算及び決算は毎会計年度ごとに行う。	C		会計年度独立の原則、総計予算主義の原則から言えば、会計年度と予算は対応しており、提案にあるような予算の分割は認められない。	会計年度内で予算を分割することにより、具体的にどのような支障が生じるのか明らかにされたい。また、提案は、多様な市民サービスに効率的・迅速に対応したいとするものであり、提案の趣旨を特区において実現できないか、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	総務省からの回答によると、会計年度独立の原則、総計予算主義の原則があるために特区として対応することができないとのことだが、国が全国一律で地方の行政運営を請けているこうした「規制」による硬直性を打破り、地方の創意を活かすための特区制度であることをご理解いただきたい。地方自治法第208条は、「普通地方公共団体の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで、を1会計年度と定めている。これにより、自治体の行財政はこの会計年度に従って運営される。また、地方自治法第216条歳入・歳出予算の区分については、その目的にしたがってこれを数項目に区分しなければならないとある。草加市では、さらに目の中で、基本計画にそった事業を設定している。これは、従来の予算書の取組だけでは非常に説明、分かりづらかった予算書を事業単位ごとに設定し、市民の納得度を高めたい。これらのことから、現行の会計年度における予算編成の中に、各年度の全ての事務を網羅していくことには、無駄や非効率が生じる面が多く、変化にも対応しにくい。近年、民間企業においては半期、四半期単位で成果を確認し、これを経営改善に活かす例が多い。行政にスピードが強く求められる時代であり、多様な市民ニーズに即応し、かつ機動的に事業を見直しこれを予算に反映させ、施策効果を高めたい。ため、前期予算、後期予算という形で分割し、半期予算、決算システムを構築し、これに応えたい。			地方公共団体の会計年度は、地方公共団体の歳入歳出の計算を区分整理し、その関係を明確にさせる必要があることから設けられているものであり、その期間を毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされている。この期間は、国と同様に規定されているものであり、国及び地方公共団体においては、この会計年度の原則を前提とした各種制度が網羅的に構築され、国及び地方公共団体を通じ、統一的な事務の執行が経済的かつ効率的に行われているところである。提案主体は、「現行の会計年度における予算編成の中に、各年度の全ての予算を網羅していくことには、無駄や非効率が生じる面が多く、変化にも対応しにくい」とし、「多様な市民ニーズに即応し、かつ機動的に事業を見直しこれを予算に反映させ、施策効果を高めたい」とし、「歳出の抑制、政策的な予算配分又は修正予算によって提案にあるような効果をもたらすことができる機動的な対応を行うことは現行制度上においても十分可能である。したがって、一部の地方公共団体に国及び地方公共団体に通じた会計年度の原則の特例を認めることはできない。													1年度の会計年度を分割し、それぞれ上期、下期にそれぞれ予算、決算を行うこととで、効率的で迅速な市民サービスに対応することとができる。各期における不要額等が発生した場合は、新たな予算を年度内に組みかえることが可能となる。	会計年度を前期、後期に分割し、各期ごとに予算計上及び決算処理を行うことにより、予算処理、執行、決算処理までの過程を短縮する。これにより行政運営のフロン、ドゥ、シーの行程を短縮し、効率性を高めるとともに、地域、市民ニーズの変化への即応性を高める。			
040170	新年度予算成立後における次年度の契約を締結できる範囲の拡大	地方自治法第208条第1項	普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。	D-3		入札の公告等又は契約の締結は予算執行の手續に含まれるものであり、事業執行年度の前年度においてこれを行うことはできないが、提案にあるような契約については、現在、対応中である長期継続契約の対象範囲の見直しにおいて対象とすることを検討しているところであり、これらが長期継続契約の対象となれば、債務負担行為の設定によることなく、事業年度前入札の公告等又は契約の締結が可能になるものと考えられる。	提案にある施設の清掃、警備、管理、工事も対象に含まれるのか。また、長期継続契約の対象とならないものでも、4月1日より円滑な業務を開始するためには具体的な対応が必要となるものではないか。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案については、その趣旨を理解していただけたものと解する。しかし、総務省からの回答にあるように「これらが長期継続契約の対象となれば、などという仮定の話ではなく、現在の不自然な状態は直ちに是正しなければならないし、そこで、早急にこれを実現するために特区としての対応をお願いしたい。			長期継続契約の対象範囲の見直しについては平成16年度国会に法案を提出するための作業を説き進めているところである。										長期継続契約の対象範囲については、その範囲を拡大するための地方自治法改正の作業を行っているところであり、その具体的な範囲については未定であるが、構造改革特区第3次提案にて、0A機器のリース契約等の対象とされるよう地方自治法の改正を行うことを表明しているところである。地方公共団体の支出の原因となる契約その他の行為については、法又は予算の定めるところにより、これをしなければならないとされている。また、歳入歳出予算は会計年度内における一切の収入及び支出を定めているものである。したがって、当該会計年度の4月1日より前に行われる契約その他の行為は予算に違反しているものであり、これを行うことはできない。	1170010	華加市	効率的迅速行政特区(早期発注)	新年度予算成立後債務負担行為以外も次年度の契約を締結できる	新年度予算成立後であれば、債務負担行為であっても次年度の契約を締結できるようにする。	機器の借上げや施設の清掃、警備、管理等については4月1日から業務が始まるが、4月1日前に契約締結ができれば、人・物の打合せ等の準備期間を設けることができ、請負業者が4月1日から、より円滑に業務に入ることもできるようになる。更に、工事に際しても同様の対応を取ることで年間工事発注の平準化が図れ、地域の中小工事事業者の経営の安定化にも繋がる。	
040180	継続費の弾力的運用の承認	地方自治法第212条、同法施行令第145条第1項	2会計年度以上にわたる事業については、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、継続費として数年度にわたって支出することができる。継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内支出を終わらなかつたものは、当該継続費の継続年度の終わりで通次繰り越して使用することができる。	C		地方公共団体においては、会計事務の適正性の確保かつ契約の履行の確保のため、工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の承認を行った後に、当該既済部分又は既納部分に相当する金額のみを支払うべきであり、これらの手続きを踏まずに継続費における当初年度の年割額相当額の支払いを行い、最終年度で調整を行うことは、会計事務の適正性の確保又は契約の履行の確保が図られなくなることから、認められない。	民間企業の場合は、建設工事費等、長期継続契約の場合も継続費などを設定することはない。契約内容に応じて、契約時・中間時・完成時支払い等の方法により合理的な処理を行っている。地方公共団体における継続費の財務処理にあっても同様の方法が可能となれば、年度末における工事検査と出来高確認作業、これに伴う過不足額の調整や特定財源の変更処理などの事務処理が不要となり、行政側・請負側の双方にとって大幅な事務・事業の合理化が図れることから、特区として提案したものである。現行法令で支出については、地方自治法第232条の4のにもあるように、債務が確定していることを確認したうえでなければ支出できないことになっており、地方自治法第232条の5では、概算払や前金払をすることができるとある。さらに地方自治法施行令第162条4で、概算払をすることができるとある。前号号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定められるものとして、同様の運用を継続費についてもお願いしたい。市民に身近な事業を実施している市町村においては、請負工事などの契約において円滑、効率的で適切な執行をしいことが求められており、このことは自治体の効率的な行政運営と地域経済の活性化の双方に資するものである。なお現行の単年度予算原則及び継続費の制度上の制約が、この点において大きな支障となっていることをご理解いただきたい。	継続費は翌年度以降の予算を拘束するものであり、会計年度独立の原則の例外として規定されているものの、継続費の年割額については、各年度ごとの歳入歳出予算に計上することになるものであり、これをもとに当該年度の事業量に応じた支出をすることになるものであり、事業量が年割額を超過するものであれば、補正により、繰越金の総額及び年割額を増し、年割額を下回るものであれば、その残額部分については通次繰越により、次年度以降の財源とするものである。いずれにしても、継続費の年割額は当該年度の歳入歳出予算の裏付けを必要とするものであり、事業を行った事実と会計は一致させる必要がある。したがって、提案にある継続費の弾力的運用というものは認められない。なお、提案にある概算払及び前金払は債務が確定していなければ支出をすることができないこととされている原則の例外ではあるものの、当該年度内で債務を確定し、精算等が行われるものであって、会計年度独立の原則の例外ではないものであることから、提案内容と同一に捉えられるものではない。															工事等を継続費で設定する場合、当初年度の年割額を原則として固定し、変更が生じた場合は、次年度及び最終年度で変更し、支払うようにし、当初分の年割額の変更をしないように改める。年度末に行なう出来高による年割額の変更や通次繰越しをせず、年割額どりの支出(歳出)と歳入(補助金や地方債)の額を当初に設定したものとす	工事等を継続費で設定する場合、当初年度の年割額を原則として固定し、変更が生じた場合は、次年度及び最終年度で変更し、支払うようにし、当初分の年割額の変更をしないように改める。				
040190	商品券による地方税納税の承認	地方自治法第231条の2、地方自治法施行令第155条、第156条の2、第156条	地方公共団体の収入の方法は、現金のほか、証紙(使用料・手数料のみ)、証券(小切手、郵便振替払出証書、郵便為替証書、国債・地方債等)、口座振替、郵便振替に限る。	C		地方公共団体の歳入は現金で行うのが原則である。この例外の一つとして証券による方法が認められているが、公正さと確実さが担保されなければならないことから、性質上一般に直ちに現金に換えることができる証券に限定されている。今回の提案の商品券については、上記の性質を有せず、また、そのままでは歳入としての意味をなさないことから適当とは考えられない。	地方公共団体が、自らの判断で危険負担を承認して納税を承認するのではあれば、直ちに現金に換えることができる証券に限定しなくてもよいのではないか、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	総務省からの回答によると「商品券は直ちに現金に換えることができる証券に該当しないため、地方公共団体の歳入として相応しくない」とのことである。確かに、商品券は一般的には特定の商品等の給付を受ける権利を表徴する証券であるが、華加市内に商品券の買取業者が多数存在する現状を鑑みれば、少なくとも華加市内においては、商品券の兌換性は担保されているものと考えられる。商品券の買取価格は日々変動し、業者のマージン分だけ額面よりも安値になつてしまいが、事前に買取業者に入札を行わず、買取価格を決定し市民に周知する事で、市民が不測の不利益を被ることは防止できる。また、商品券での納税を可能とすることによって、市民の納税意識を高め、収納率の向上に繋がることと期待できる他、商品券の流通を活性化させ、引いては地域経済の活性化にも資することができるものと考えられる。			地方財政法第2条第1項では「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いし、(も)国の政策に反し、又は(も)国の財政若しくは他の地方公共団体の財政を及ぼすような施策を行うてはならない。」とされており、危険負担前提とした行政運営は許されるべきものではない。そもそも、納税義務者が商品券を買取業者で換金のうえ納税することにより、地方公共団体はリスクを蒙ることなく、また、不要な事務を行うことなく(徴税が行えるところであり、一方、住民においても不測の不利益を受けず(納税を行うことができるところである。													地方自治法では、現金のほかは証紙、口座振替、小切手等の証券による納付のみが認められているが、商品券での納税も可能としたい				
040200	長期継続契約の対象経費の拡大	地方自治法第234条の3	普通地方公共団体は、債務負担行為によることなく、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。	D-3		構造改革特区の第3次提案に対する当省の回答の中で、「現在、長期継続契約の対象としているのは電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等であるが、0A機器のリース契約についても長期継続契約の対象とするよう措置する」と表明しており、その具体的な対象範囲については、現在検討を進めているところ。																華加市においては、日常使用する0A機器等の軽易な借り上げにおいて、設定されたリースの期間内に限り、債務負担行為をしない。長期継続契約と同じ取扱いにより、契約の締結ができるとする。日常使用する0A機器等の軽易な借り上げにおいて、設定されたリースの期間内に限り、債務負担行為をしない。長期継続契約と同じ取扱いにより、契約の締結ができるとする。日常使用する0A機器等の軽易な借り上げにおいて、設定されたリースの期間内に限り、債務負担行為をしない。長期継続契約と同じ取扱いにより、契約の締結ができるとする。日常使用する0A機器等の軽易な借り上げにおいて、設定されたリースの期間内に限り、債務負担行為をしない。長期継続契約と同じ取扱いにより、契約の締結ができるとする。	1171010	華加市	効率的迅速行政特区(機器リースは債務負担行為を不要とし、長期継続契約と同じ取扱いにより、契約の締結ができる)	機器リースは債務負担行為を不要とし、長期継続契約と同じ取扱いにより、契約の締結ができる	華加市においては、日常使用する0A機器等の軽易な借り上げにおいて、設定されたリースの期間内に限り、債務負担行為をしない。長期継続契約と同じ取扱いにより、契約の締結ができるとする。	日常使用する0A機器等の軽易な借り上げにおいて、設定されたリースの期間内に限り、債務負担行為をしない。長期継続契約と同じ取扱いにより、契約の締結ができるとする。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例推進管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクト名	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
040210	地方自治体の随時契約の適用範囲の決定権の自治体への移譲	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号	売買、賃借、賃貸その他の契約でその予定価格が地方自治法施行令に掲げる契約の種類に応じた額の範囲内で地方公共団体の規則で定める額を超えることができる。	C			右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	本提案は、随時契約についての要件を全面的に条例に委ねることを求めているのではなく、施行令で定める都道府県及び指定都市の基準を上限に市町村の条例で規定することにより、透明性を確保しながら、地域ごとに異なる産業構造に即した弾力的な対応を可能にし、地域経済の活性化を図っていくこととするものである。貴省の回答で「随時契約の範囲については引き続き検討する」との中で、本市の提案内容が再検討されるのか、その見解及び今後の対応について具体的に提示された。			地方公共団体の契約は、透明度が高く、公正な競争を促進する見地から競争入札を原則としているところであり、随時契約については、少額な契約まで競争入札とすることは、事務量が増大し、能率的な行政運営を阻害することから、例外的に、契約の種類や地方公共団体の区分に応じて認められているものである。地方自治法上の財務制度や契約制度のあり方については、今後、地方公共団体の実情等を踏まえて検討を行う予定であり、現在までのところ、今後のスケジュール及び検討課題については未定である。					貴省においても「検討を行う予定」とされているところであり、早期に検討の場を設け、具体的課題について検討すべきである。今後の対応方針及び検討スケジュールを示すことができる早期に示された。	1117050	志木市	地方自治解放特区	地方自治体の随時契約の適用範囲の決定権の自治体への移譲	地方自治法により、全国一律に規定されている随時契約の範囲を地方公共団体の条例で規定できるようにする。地方自治法第234条第2項の「政令で定める場合」を「市町村の条例で定める場合」に改める。	随時契約の範囲を条例で規定することにより、地域の実情に応じた、地域経済の活性化を図る。
040220	随時契約の適用範囲を前施設改修できるNPO法人の追加	地方自治法施行令第167条の2第1項	地方公共団体の契約は、地方自治法施行令に定める場合に限り随時契約によることができる。	D-1			右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	契約方法を随時契約とする理由は、下記のとおりである。1 もともと、資金力が不足がちで事務所等の確保が難しいNPO法人に、活動拠点として低利用の職員宿舎を活用して頂くという目的があるため、一般にしる指名にしろ、競争入札という価格競争の結果、地方自治体にとって有利な相手方を決定するという契約方法は、資金力の多寡が障壁となり、所期の目的を果たすことができない。2 この提案で目指しているのは、NPO法人が、自らの経営資源を活用して、自前で施設改修を行うことにより、設立時になかなか確保が困難な活動拠点を得られるため、NPOにとって自律的活動の促進や、行政にとって協働の対等な担い手としての認知度が高まることである。			随時契約による場合、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に掲げる場合とされており、地方公共団体の合理的・客観的な数量によって、これらのいずれかに該当すると判断される場合に随時契約を締結することができるようになるものである。本件提案については、随時契約の対象となりうるものが提案主体において検討すべきである。					1038010	長野県	低利用の職員宿舎を活用したNPO法人の活動拠点整備特区	地方自治法施行令に規定される随時契約の適用範囲内、自前で施設改修できるNPO法人を追加	地方自治法施行令に規定される随時契約の適用範囲内、自前で施設改修できるNPO法人を追加する。	未利用・低利用員有施設である職員宿舎を、NPO法人(以下NPO法人)の事務所・事業所として活用し、NPOの活動拠点整備を図るとともに、遊休員有資産を処分することなく活用を図る。入居資格を、「入居に当たって施設改修を自前で行えるNPO法人」とする。	
040230	業者登録制度の緩和	地方自治法施行令第167条の3第1項、第167条の11第2項	普通地方公共団体の長は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績等を要件とする資格を定めることができる。指名競争入札に参加する者については、当該資格を定めなければならない。	C			入札に参加する者に必要な要件については、個々の契約の内容、地域の実情等を踏まえ、各地方公共団体において定めるべきものであるため、申請又は管理を一元的に業約することはできず、全国共通の入札参加資格の基準を定めることはできない。また、入札参加の申請書に係る様式等を統一することについては、これらの千差万別の状況を鑑みることと可能ならぬと考えられる。										3080010	株式会社ソノブ	公共事業への民間参入促進プロジェクト	業者登録制度の緩和	民間事業者が地方自治体の事業を請負うためには、事前の業者登録により参加資格を得なければならぬ。この業者登録制度の都道府県(および政令指定都市)への集約化、または資本金・従業員数・キャッシュフロー等の基準を設け、基準以上の企業については登録免除とする。	例えば弊社であれば下記のような事業で、全国の公共事業に参画するチャンスが得られます。・小中学校への外国人講師派遣および教材、カリキュラムの提供・教職員対象研修・テレビ会議システム等の提供・現在、各市区町個別に行っている業者登録の管理業務を、都道府県(および政令指定都市)に集約化すれば、国内一丸の業者登録管理が実現するため、各市区町村平均で2・年分の経費が削減できるとして計算すると、400万円×2×約3000自治体=240億円。また、企業側にも同様の経費削減効果が見込め、公共事業への参加が容易になるところから、ビジネスの活性化が見込めます。
040240	漁港施設等の民間貸付に係る規制緩和	地方自治法第238条の4第1項、第2項	行政財産は、原則としてこれを貸し付け、交換し、売却し、譲渡し、出賃の目的とし、若しくは借託し、又は私権を設定することができない。	-			引き続き検討	提案が実現されるよう、右の提案主体の意見を踏まえ、早急に検討し回答された。				水産庁の検討状況を踏まえ、提案を実現できるよう早期に検討し回答された。		A		水産庁における検討結果を踏まえ、特区制度として対応することとし、関係省庁と具体的な基準について協議を進めているところである。	1028010	山口県、下関市	下関地区水産活性化特区	漁港施設等の民間貸付に係る規制緩和	区域内の下関漁港(特定第3種漁港)において、漁港の市場と一体的・効率的な運営が行われるべき行政財産(漁港等)の用途を特定漁港施設と位置づけ、漁港管理者である県が、公共性を担保しつつ、一定の要件に該当する民間事業者(卸売業者、仲買人等)に対し、長期間貸し付けることにより、民間事業者自らの規模による設備更新や管理業務を促進し、民間事業者の競争能力を最大限活用する。このため、地方自治法第238条の4第1項において民間貸付に係る規制緩和が不可欠である。なお、貸付期間については、計画に係る事業実施期間が比較的短期間で終了する場合も含め、特定漁港施設(行政財産)の貸付の期間を事業期間に準じて設定することができるとする。また、民間事業者に長期間貸し付け、民間事業者自らにより関連施設を整備し、効率的な運営を行う。	区域内の3水産物市場について、漁港市場を「拠点市場」に、唐戸市場をその「サテライト市場」に位置づけ、水産物市場における7つの機能の集約化を図る。唐戸市場の観光機能を充実強化することによって、ウォーターフロント一帯の集客力の増強を図り、併せて南風沿道においては、PFIに特化した「専門市場」としてその機能を強化する。また、仲買人の共通化を図るとともに、卸売業者にも対応できる新仲買人を参画させ、購買力の増強を図る。この中で、拠点市場となる漁港市場や唐戸水産市場を有する南風沿道の漁港施設、用途を民間事業者に長期間貸し付け、民間事業者自らにより関連施設を整備し、効率的な運営を行う。
040250	公金の口座振替による徴収事務取扱者の制限の緩和	地方自治法第158条第1項、第158条の2第1項	普通地方公共団体の徴収のうち使用料、手数料、賃料及び貸付金の元利償還金については、その収入の確保及び住民の利益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。また、地方税については、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基準を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。	D-1			右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	本件提案は、口座振替が納入義務者と市の双方にとって安全、確実、かつ便利な制度であり、事務の軽減や経費の節減に寄与することができ、さらに滞納防止という側面においても有効な手段であるという前提にたっています。本件提案に係る具体的な事項として施設整備に係る使用料の例を挙げてありますが、本件提案の目的としては、口座振替が持つこれらの利点を最大限生かすために、使用料だけに限らず本市の借入金債について、現行制度上指定金融機関等に限定されている口座振替の取扱の範囲をクレジット会社にも拡大して行うこととするものです。そのうち、市が業務内容、旅行能力、実績等を比較検討し、うえで、当該法人の特性や行政目的に応じて取扱業者を選択することが可能となり、指定金融機関等とクレジット会社等相互間における健全な競争関係が生まれ、サービスの向上が図られ、それが住民福祉につながることを期待しております。今回、対応策として地方自治法施行令の規定に基づき私人の公金取扱取扱いが適用されることが示されたわけですが、本件提案が目指している内容を実施しようとするれば、むしろ、使用料、手数料、賃料、市税等に制限されている借入の範囲を、介護保険料、診療料等を含めた本市の借入金債に拡大し、その取扱業者として幅広い私人に委託することができるような規制緩和が必要であるのではないかと考えます。このような規制緩和について貴職のご見解をお伺いします。また、納入義務者がクレジット会社を通じたことにより、指定金融機関等以外の口座からの収入金額を引寄せ、市の公金口座に振替納付できることは、指定金融機関による口座振替制度の存在意義を損なうことにはならないかと考えます。重ねて貴職のご見解をお伺いします。そして、私人の公金取扱制度に基づきクレジット会社が市の一定の収入の集金代行を行うに当たり、次に掲げる事項について貴職のご見解をお伺いします。指定金融機関による口座振替の場合と同様、納入義務者が当該クレジット会社に対し振替納付の依頼の手続きを要するが、クレジット会社が市の収入を納入義務者の口座からの公金口座に振り替えたときは、指定金融機関等による口座振替の場合と同様、徴収票又は口座振替通知書の発行はクレジット会社が行うこととなるのか。	クレジット会社が行う集金代行に係る納入通知はクレジット会社が行うことになるが、納入義務者が当該納入通知を知り得る状態にあると考えられる定型的な市の収入に係る納入通知にあつては、指定金融機関等による口座振替の場合と同様に省略することができる。以上ご検討をお願いいたします。			私人への徴収又は収納事務の委託ができる経費の範囲の見直しを行うこととしているが、この見直しと併せて検討することとしている。また、私人への徴収又は収納事務の委託は、指定金融機関による口座振替とは別の制度であり、クレジット会社に徴収又は収納事務を委託することにより指定金融機関による口座振替制度の趣旨が没却されるとは考えられない。何らかの理由で、そのような懸念があると提案主体が考えているのであれば、そもそも提案内容を採択したいのか提案主体において慎重に検討すべきである。なお、私人の徴収等事務の委託によるクレジット会社の集金代行業務における手続に関して当省に回答が求められている事項については、様々な方法により行うことができるものと考えられることから、現行制度上の私人への徴収等事務の委託制度、提案主体の財務規則等に沿って、提案主体において具体的な方法を検討すべきと考えられている。	1043010	豊川市	指定金融機関等口座振替規制緩和特区	公金の口座振替による徴収事務取扱者の制限の緩和	公金の口座振替の方法による徴収事務の取扱者について、指定金融機関等に限定されている制限を緩和し、クレジット会社も当該事務を行うことができるよう措置する。	老人デイサービスセンター等の福祉施設の使用料について、指定金融機関等と同じように、クレジット会社に施設利用者の口座からの公金口座に当該使用料を振り替えて納入する事務を行わせることとする。このことにより、老人等が指定金融機関等に口座を有するかどうかにかかわらず、口座振替の制度を利用することができるようになる。安全かつ確実な公金の収納に資することができる。さらにも、施設の窓口においても、使用料の収納に関する事務の軽減と経費の節減を図ることができる。				

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画「プロジェクト」の名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
040260	介護保険料収納事務の私人への委託の容認	地方自治法施行令第158条第1項、第158条の2第1項	普通地方公共団体の歳入のうち使用料、手数料、賃料及び貸付金の元利償還金については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。また、地方税については、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。	C	-	構造改革特区第2次提案に対する厚生労働省の回答として、「介護保険料については、全国的に対応すべき事柄であり、その方向で検討したいと考えている」とこと、「現在、介護保険法の改正については、制度施行後5年を目途として検討中」であることが表明されている。介護保険法は平成12年4月1日から施行されているところであるため、平成17年には所要の改正が行われる予定と承知している。									1123010	岳川区	介護保険料徴収事務の私人への委託	介護保険料の私人への委託	地方自治法第243条に規定されている公金の徴収等の私人への委託の禁止については、岳川区介護普通徴収保険料の徴収についてはこれを特例的に除外し、私人への保険料の徴収委託を可能にする。	岳川区介護保険の普通徴収保険料の徴収について、コンビニエンスストアへの委託を実施する。	
040260	介護保険料収納事務の私人への委託の容認	地方自治法施行令第158条第1項、第158条の2第1項	普通地方公共団体の歳入のうち使用料、手数料、賃料及び貸付金の元利償還金については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。また、地方税については、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。	C	-	構造改革特区第2次提案に対する厚生労働省の回答として、「介護保険料については、全国的に対応すべき事柄であり、その方向で検討したいと考えている」とこと、「現在、介護保険法の改正については、制度施行後5年を目途として検討中」であることが表明されている。介護保険法は平成12年4月1日から施行されているところであるため、平成17年には所要の改正が行われる予定と承知している。									5121004	埼玉県戸田市	介護保険料収納事務の私人委託	介護保険料収納事務の私人委託	地方自治法施行令において、介護保険料については介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者の保険料の収納を私人に委託できる規定を入れていただきたい。	保育料及び介護保険料をコンビニエンスストアにて24時間体制にて収納することにより、市民の納入の利便性向上を図る。また、滞納整理対策上、収納可能な窓口の拡大により、納入しやすい環境を創出でき、収納率アップが期待できる。	
040270	保育料収納事務の私人への委託の容認	地方自治法施行令第158条第1項、第158条の2第1項	普通地方公共団体の歳入のうち使用料、手数料、賃料及び貸付金の元利償還金については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。また、地方税については、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。	D-3	-	構造改革特区第2次提案に対する厚生労働省の回答として、「保育料の徴収事務については、その取り扱いが都道府県又は市町村の職員に限られていたが、法令改正により、その取り扱いを私人に委託等できる方向で検討したいと考えている。また、保育料については、全国的に対応すべき事柄であり、その方向で検討することが表明されており、保育料の収納事務の私人への委託を可能とすることを内容とした児童福祉法の改正法案を次期通常国会に提出する予定と承知している。									3025010	個人、個人	保育料徴収率向上に係る特区	私立保育園職員による私人の公金取扱いの制限緩和	保育料に使用料との定めがないため、地方自治法施行令158条第1項の歳入の徴収又は収納についての委託に該当せず、又、地方自治法第243条の私人の公金取扱いの制限にも抵触します。そこで、地方自治法施行令158条第1項の歳入の徴収又は収納の委託に利用料を含める緩和を求める。	現状は法の規制の中で私立保育園での窓口徴収は不可能であり、私立保育園の滞納は市の担当職員を置き収納している現状である。このため、私立保育園に徴収及び収納の業務を委託することで全国的に増加傾向にあると考えられる保育料の滞納にすくなく止むめやかなるものとする。	
040270	保育料収納事務の私人への委託の容認	地方自治法施行令第158条第1項、第158条の2第1項	普通地方公共団体の歳入のうち使用料、手数料、賃料及び貸付金の元利償還金については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。また、地方税については、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。	D-3	-	構造改革特区第2次提案に対する厚生労働省の回答として、「保育料の徴収事務については、その取り扱いが都道府県又は市町村の職員に限られていたが、法令改正により、その取り扱いを私人に委託等できる方向で検討したいと考えている。また、保育料については、全国的に対応すべき事柄であり、その方向で検討することが表明されており、(厚生労働省において)保育料の収納事務の私人への委託を可能とすることを内容とした児童福祉法の改正法案を次期通常国会に提出する予定と承知している。									5121001	埼玉県戸田市	保育料収納事務の私人委託	保育料収納事務の私人委託	地方自治法施行令において、保育料については児童福祉法第56条第3項に規定する費用(分担金及び負担金)の収納を私人に委託できる規定を入れていただきたい。	保育料及び介護保険料をコンビニエンスストアにて24時間体制にて収納することにより、市民の納入の利便性向上を図る。また、滞納整理対策上、収納可能な窓口の拡大により、納入しやすい環境を創出でき、収納率アップが期待できる。	
040280	国民健康保険料の徴収権の優先順位と同順位化	地方自治法第231条の3第3項	普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき、納入の督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該個人並びに当該個人に係る手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。	C	-	国税及び地方税は、その性格にかんがみ、他の債権に優先した特別の取扱いをしているものであり、国民健康保険料をこれと同等とすることはできない。	同一地方公共団体の地方税と国民健康保険料の優先順位は、当該地方公共団体の判断によってもよいのではないかと、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	国民健康保険法第76条に基づき国保事業に要する費用は原則保険料で賄うこととされ、例外的に国税が認められているところである。国保料と国保税は本質的に同一の性格のものであり、国保税のみ地方税として優先される明確な理由を示していただきたい。		国税及び地方税は、国又は地方公共団体の収入の大部分を占めており、国等に課せられた国民生活を維持発展させるという至上義務を遂行するための前設的な裏付けとなっていることから、これを担保するためには、特別の優先権を持たせその徴収の確保を図る必要があるため、他の債権に優先した順位が定められているところである。したがって、国民健康保険料にこれらに優先する先取特権を認めることはできない。	国民健康保険料と国民健康保険料で取り扱っている差を扱っている理由は何が示されたか。また、国民健康保険料についても同じ扱いとできないか、再度検討し回答されたい。	国民健康保険料を含む地方税が国民健康保険料に優先することについては、再検討要請に対する当省からの回答のとおりである。なお、国民健康保険料と国民健康保険料の違いについては、国民健康保険法における取扱いの問題であるが、少なくとも市町村においては国民健康保険料に代えて国民健康保険料として徴収することも認められているところである。	1065020	広島市	国民健康保険料徴収権に関する特区	国民健康保険料の優先順位を国税と同順位にする。	現在国税及び地方税に次ぐとされている国民健康保険料の徴収権優先順位を国税と同順位にする。	徴収権の優先順位を国税と同順位にすることにより、滞納処分により徴収する保険料の収納増に繋げる。			

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	'措置の分類、見直し	'措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	'措置の分類、見直し	'措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画「プロジェクト」の名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
040290	国民健康保険料収納職員の滞納処分権付与	地方自治法第231条の3第3項	普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の職人につき、納入の督促を受けた者が指定された期限までその納付すべき金額を納付しないときは、当該職人並びに当該職人に係る手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。	C		国民健康保険収納職員の位置づけが定かではないが、地方公共団体の職員以外の者が督促、滞納処分、強制執行等の手続きを行うことは、これらの手続きが公権力にもとづくものであることにかんがみると適当ではない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	本市の収納職원은地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職に属する地方公務員である。収納職원은、本市が定める「広島市収納職元設置要綱(別添補足資料のとおり)」に基づき、一般職員である所属長の指揮監督を受けることとするなど、一般職員と同様の服務基準でその職務を行っている。< 具体的服務基準 > ・採用の規定 ・指揮監督に関する規定 ・勤務時間、休日、休暇、報酬の規定 ・守秘義務の規定 ・定年、嘱託員としての適格性を欠いた場合の解職の規定等、したがって、本市収納職元到滞納処分権を付与しても、国が公権力を行使できる職員を限定している趣旨を逸脱しないものと考えらる。			当該職元に係る服務等の取扱いには提案主体の要綱に規定されているのみであり、懲戒処分等の規定が法律上規定されている一般職の地方公務員とは違いがある。特に一般職の地方公務員の守秘義務違反については、更に地方公務員法上罰則が課せられるものとされており、当該職元が一般職の地方公務員と同様の服務上の取扱いとされていない。したがって、公権力の行使に係る事務を一般職の地方公務員と同様に当該職元に行わせることができないものと考えられる。	罰則等の適用について公務に従事する職員とみなすこと等により、提案を実現できないか、再度検討し回答されたい。		公権力の行使は、私人の権利義務に対する重大な侵害となる要素を含むことから、一定の資格及び能力を有する者が行使することが適当であり、当該職元に徴収、滞納処分、強制執行等の手続きを行わせることは適当とは考えられない。	1065030	広島市	国民健康保険料徴収権に関する特区	国民健康保険料収納職元に滞納処分権を付与する。	現在徴収吏員に限定されている国民健康保険料の滞納処分権を国民健康保険料収納職元にも付与する。	国民健康保険料収納職元に国民健康保険料の滞納処分権を付与し、滞納処分により徴収する保険料の収納増に繋げる。		
040300	指定管理者制度の対象の拡大	地方自治法第244条の2	普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。	E	地方自治法は指定管理者制度を導入できる公の施設を限定しているものではない。												1091030	尼崎市	公共駐車場経営改善特区	指定管理者制度の対象の拡大	指定管理者制度を導入し、効率的な運営を図る。	民間のノウハウを活用した管理運営手法を導入するため、指定管理者制度を導入し、効率的な運営を図る。
040310	公立小中学校の地方独立行政法人への管理委託の容認	地方独立行政法人法第21条	地方独立行政法人は、次の業務のうち定款で定めるものを行う。 ・試験研究 ・大学の設置及び管理 ・主として事業の経営を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業 ・社会福祉事業の経営 ・公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理	C	学校教育法第5条の規定により、学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされており、設置者と管理者は同一でなければならないことから、地方独立行政法人に公立の小中学校の管理を行わせることはできない。	文部科学省で検討されている公設民営学校の運営主体として地方独立行政法人が認められた場合、円滑に制度の実現が図られるよう、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	ご指摘の学校教育法の規定があるので、学校教育法の特例として設置者以外が、学校を管理することを提案し、その委託先として教育の中立性を確保し、地方公共団体が関与できる地方独立行政法人を想定しているため、公設民営が特区として可能となることを前提にしてご回答願いたい。		C		本提案は、学校教育法上の検討を要するところであり、その検討状況を踏まえたうえで対応したい。						1074040	杉並区	教育改革特区(新しいタイプの学校)の創設	公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する。	地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人の業務の範囲に小中一貫校の管理委託を加える。	地方独立行政法人が区立学校の管理を委託し、学校教育を行う。
040320	地方独立行政法人立小・中・高等学校の設置・運営の容認	地方独立行政法人法第21条	地方独立行政法人は、次の業務のうち定款で定めるものを行う。 ・試験研究 ・大学の設置及び管理 ・主として事業の経営を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業 ・社会福祉事業の経営 ・公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理	C	地方独立行政法人の対象業務については、平成12年に閣議決定された「行政改革大綱」において、「国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討するとされていることを動機とし、国の各種の独立行政法人が現に行っている具体的な業務と同様のものを基本に、地方公共団体独自のコースも考慮して法律で定めたところである。教育委員会の所管である小中高等学校の設置及び管理を地方独立行政法人の対象業務にすることは、実際に教育行政を執行している教育委員会がこれらの施設を設置・管理する立場からどう考えるかなどの意見を踏まえる必要があることから、直ちに特区において対応することはできない。	教育委員会の同意が得られる地方公共団体については、提案を実施しても支障はないのではないか、再度検討し回答された。	ご指摘の学校教育法の規定があるので、学校教育法の特例として設置者以外が、学校を管理することを提案し、その委託先として教育の中立性を確保し、地方公共団体が関与できる地方独立行政法人を想定しているため、公設民営が特区として可能となることを前提にしてご回答願いたい。				本提案は、学校教育法上の検討を要するところであり、その検討状況を踏まえたうえで対応したい。						3087010	NPO法人湘南に新しい公立学校を創り出す会	独立行政法人立小・中・高実験学校特区	独立行政法人立小・中・高実験学校の設置	地方独立行政法人が小・中・高等学校の設置および管理(運営)を行えるようにする	特別な目的やニーズに応える。もしくは地域の公立学校の諸問題の解決や改善に資するための研究開発を目的とした小・中・高実験学校を、民間から起用した新しい学校創りのアイデアを持った人間理事長(校長)とした地方独立行政法人立で設置する。こうした実験学校を作って実践的に研究開発を行うことにより、ゆ(ゆ)は公立学校の改善や活性化、さらには地域の活性化にもつながり得る。
040330	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に際しての設立地方公共団体教育委員会の関与	地方独立行政法人法第14条第1項	地方独立行政法人の理事長は、設立団体の長が任命する。	C	学校教育法第5条の規定により、学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされており、設置者と管理者は同一でなければならないことから、地方独立行政法人に公立の小中学校の管理を行わせることはできない。	文部科学省で検討されている公設民営学校の運営主体として地方独立行政法人が認められた場合、円滑に制度の実現が図られるよう、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	ご指摘の学校教育法の規定があるので、学校教育法の特例として設置者以外が、学校を管理することを提案し、その委託先として教育の中立性を確保し、地方公共団体が関与できる地方独立行政法人を想定しているため、公設民営が特区として可能となることを前提にしてご回答願いたい。				本提案は、学校教育法上の検討を要するところであり、その検討状況を踏まえたうえで対応したい。						1074050	杉並区	教育改革特区(新しいタイプの学校)の創設	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に際して設立団体の教育委員会が関与する。	小中一貫校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に、設立団体の教育委員会が関与できるようにする。	設立団体の長が小中学校を管理する地方独立行政法人の理事長を任命するときは、当該設立団体の教育委員会の意見を聴いて行う。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例推進事項管理番号	提案主体名	特区計画「プロジェクト」の名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
040340	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人への中期目標の規定の適用除外	地方独立行政法人法第25条～第31条	設立団体の長は中期目標を定め、これに基づき地方独立行政法人は中期計画を作成し、さらに年度計画を作成する。 地方独立行政法人は、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。 設立団体の長は、中期目標の期間の終了時に業務を継続させる必要性等について検討を行う。	C		学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされており、設置者と管理者は同一でなければならないことから、地方独立行政法人に公立の小中学校の管理を行わせることはできない。		文部科学省で検討されている公設民営学校の運営主体として地方独立行政法人が認められた場合、円滑に制度の実現が図られるよう併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。			ご指摘の学校教育法の規定があるので、学校教育法の特例として設置者以外が、学校を管理することを提案し、その委託先として教育の中立性を確保し、地方公共団体が関与できる地方独立行政法人を想定しているため、公設民営が特区として可能となることを前提にしてご回答願いたい。					本提案は、学校教育法上の検討を要するところであり、その検討状況を踏まえたうえで対応したい。	1074060	杉並区	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人への中期目標の規定の適用除外	地方独立行政法人法が規定する中期目標などの設定は、小中一貫校を委託する地方独立行政法人には適用しない。	地方独立行政法人法で規定する中期目標の設定、中期計画及び年度計画の設定、年度ごとの業務実績の評価などは、地方独立行政法人との委託契約で対応する。
040350	地方独立行政法人立学校への課税負担軽減措置	市町村立学校職員給与負担法第1条、義務教育費国庫負担法第2条	市町村立の小学校等の教職員等の給与等は都道府県に負担する。国は、毎年度、各都道府県に、公立の小中学校等に要する経費のうち、教職員給与及び報酬等に要する経費について、その支出額の二分の一を負担する。	C		地方独立行政法人の対象業務については、平成12年に閣議決定された「行政改革大綱」において、「国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討するとされていることを動かし、国の各種の独立行政法人が現に行っている具体的業務と同種のものを中心に、地方公共団体独自のコースも考慮して法律で定めるところである。教育委員会の所管である小中高等学校の設置及び管理を地方独立行政法人の対象業務にすることは、実際に教育行政を執行している教育委員会がこれらの施設を設置、管理する立場からどう考えるかなどの意見を踏まえる必要があることから、直ちに特区において対応することはできない。		教育委員会の同意が得られる地方公共団体については、提案を実施しても支障はないのではないか。再度検討し回答された。			本提案は、学校教育法上の検討を要するところであり、その検討状況を踏まえたうえで対応したい。				3087020	NPO法人湘南に新しい公立学校を創り出す会	独立行政法人立小中高等学校特区	地方独立行政法人への課税負担軽減措置	地方独立行政法人立の小中高等学校への課税負担軽減措置を可能にする。 高い換えれば、地方独立行政法人立の小中高等学校の教職員の一部の給与等を国と県が負担する。	地方独立行政法人立の小中高等学校を設置し、希望する県費負担教職員が、民間起用の校長と一語に新しい実験学校をつくりたい。 この実験学校は、特別な目的やコースに応える、もしくは地域の公立学校の諸問題の解決や改善に資するための研究開発を目的にするのであるから、その教職員としては、その地域の公立学校に勤務している教職員こそが適任であると考え、特別な能力を備えた人間、ではなく、「普通の公立の先生」ができることで、そうした改革が「誰にもできるもの、だ」ということになり、そうした意欲が「一般」の公立学校を活性化していく原動力となる。		
040360	課税負担軽減措置の地方独立行政法人理事長への付与	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条	都道府県教育委員会の任命権は、都道府県教育委員会に属する。	C		地方独立行政法人の対象業務については、平成12年に閣議決定された「行政改革大綱」において、「国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討するとされていることを動かし、国の各種の独立行政法人が現に行っている具体的業務と同種のものを中心に、地方公共団体独自のコースも考慮して法律で定めるところである。教育委員会の所管である小中高等学校の設置及び管理を地方独立行政法人の対象業務にすることは、実際に教育行政を執行している教育委員会がこれらの施設を設置、管理する立場からどう考えるかなどの意見を踏まえる必要があることから、直ちに特区において対応することはできない。		教育委員会の同意が得られる地方公共団体については、提案を実施しても支障はないのではないか。再度検討し回答された。			本提案は、学校教育法上の検討を要するところであり、その検討状況を踏まえたうえで対応したい。				3087030	NPO法人湘南に新しい公立学校を創り出す会	独立行政法人立小中高等学校特区	課税負担軽減措置の地方独立行政法人理事長への付与	地方独立行政法人立の小中高等学校に配置する県費負担教職員の人事権を地方独立行政法人の理事長に与える。	地方独立行政法人立小中高等学校の、新しい学校創りのアイデアを持った校長が、希望する県費負担教職員の中から、自分の描く学校像を理解し、それに合致した意欲ある教職員を集める。 これによって教職員の意欲や意欲も高まり、良い学校をつくる原動力となる。		
040370	財産区財産の処分を行う場合の都道府県認可の不要化	地方自治法第296条の5第2項、地方自治法施行令第219条	財産区は、その財産又は公の施設の全部又は一部を財産区のある市町村又は特別区の財産又は公の施設とするために処分又は廃止する場合を除くほか、その財産又は公の施設の全部又は一部を処分又は廃止して、当該財産区の設置の趣旨を逸脱するおそれのあるものとして政令で定める基準に反するものについては、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければ、これをすることができない。	C		財産区は、市制・町村制施行に伴うもの及び市町村合併に伴い財産又は公の施設の管理及び処分のみを目的として設置される特別地方公共団体である。その設置目的からいえば、財産区が自ら収入し自ら事業を行うこととはできない。後段については、市町村が財産区と協議して、財産区から生ずる収入を市町村の事務にあてる場合に財産区の住民の負担を軽減することは、現行法上可能である。		あらかじめ都道府県に協議することまで必要なのか。利害相反が起こった場合に調整に際しては十分ではないか。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。			財産区は、市制・町村制施行に伴うもの及び市町村合併に伴い財産又は公の施設の管理・処分を行うことを認められた特別な地方公共団体であるが、財産の処分が行われた場合、その取得者は善意の第三者となり、財産区が返還を求めることができないこともありうる。財産区が本来固有の機能を有しないことも鑑み、市町村との一体性を損なわないための調整措置として、都道府県による事前の関与が必要と考えられる。また、これまで県と調整する必要があったとのことであるが、地域的に調整が必要ないとは断言できないものであり、今後調整が必要が生じることもあり得ると考えられるため、特区で対応することはできない。なお、県との調整に時間を要するということは、運用上の問題であり、制度改正のための理由にはならない。				費省の回答によれば「運用の問題」とあるが、調整に時間がかかるのであれば、円滑に運用されるよう措置すべきではないか。検討し回答された。	1013010	瑞浪市	瑞浪市地域活性化特区	財産区に係る事務手続きの簡素化	財産区管理者が財産区のある地域の住民の全体的な福祉の増進及び経済活動の活性化に寄与すると認める場合、財産区は、その財産又は公の施設を財産区のある市町村又は特別区の財産又は公の施設とするために処分又は廃止する場合を除くほか、その財産又は公の施設の処分または廃止は、当該財産区の設置の趣旨を逸脱するおそれのあるものとして政令で定める基準に反するものについて、都道府県知事の同意を得る必要はないこととする。	財産区が財産の処分及び取得を行う場合、財産区議会の議決のみで実施する。	
040380	財産区から生ずる収入を直接事業に充てることの容認	地方自治法第296条の5第3項	財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることである。この場合においては、当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができる。	C		財産区は、市制・町村制施行に伴うもの及び市町村合併に伴い財産又は公の施設の管理及び処分のみを目的として設置される特別地方公共団体である。その設置目的からいえば、財産区が自ら収入し自ら事業を行うこととはできない。後段については、市町村が財産区と協議して、財産区から生ずる収入を市町村の事務にあてる場合に財産区の住民の負担を軽減することは、現行法上可能である。		設置目的以外の事業を行えない理由は何か。また、設置目的を逸脱しない範囲で、地域特性をいかし財産区を活用して事業を行うことが認められないか。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。			財産区の設置目的は財産の管理・処分にあるものであり、設置目的以外の事業を行わせることや、住民負担を決定させるとを財産区に求めるということは、財産区ではない新たな特別地方公共団体の創設を求めることに等しく、制度趣旨を没却するものであるから、特区としても、また一般的制度改正としても認められない。				1013020	瑞浪市	瑞浪市地域活性化特区	財産区に係る事務手続きの簡素化	財産区が直接又は間接的に当該財産区のある地域の住民の福祉の向上に寄与する事業を行う場合には、当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を直接事業に充てることとすることができる。なお、この場合においては、当該市町村又は特別区は、財産区の住民に対して課税をし、又は使用料その他の徴収金について徴収をすることはできないこととする。	財産区から生ずる収入を直接事業に充てることで、事務手続きの迅速化及び簡素化を図る。また、この場合には、徴収金の徴収を禁止する。		

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例推進事項管理番号	提案主体名	特区計画「プロジェクト」の名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
040500	地方公務員法第3条における特別職の範囲の拡大	地方公務員法第3条第3項	地方公務員を職務の性質に応じて、地方公務員法が適用される一般職とそれ以外の特別職に区別	C		特別職の場合、地方公務員法が適用されないことから、成績主義、厳格な服務規則、政治と行政の分離等の地方公務員法の原則が法的に担保されず、弾力的な任用という各のもとに自由任用が可能となり、任命権者との人間関係や政治的配慮による任用が行われる可能性が高い。したがって、能力に基づく(政治的に中立な任用を継続的に保障することで、行政における専門性の蓄積と安定性を保つ観点から、ラインの長である部長職は一般職であるべきであり、特別職には馴染まない。市長の政治的リーダーシップに従って忠実に職務を遂行する幹部職員を確保したいのであれば、複数助役制を導入することにより対応が可能である。											1136010	我孫子市	地方公務員法第3条における特別職の範囲の拡大	地方公務員法第3条における特別職の範囲の拡大	認定を受けた自治体において、地方自治体の長が指定した部長職以上のポストについて、条例で任命方法(任命権者は地方自治体の長)、給与の支給方法等を定め、それに基づき、認定自治体の長が必要な人材を登用することが可能となる。なお、登用することが可能な者は、一般職の公務員でも民間の人材でも可とする。	地方分権をさらに推進するため、市長が指定する部長職を特別職とする。
040510	地方公務員の臨時的任用範囲の拡大	構造改革特別区域法第20条第1項	地方公共団体の提案を踏まえ、特区として特例を講ずることにより、当該地域における経済的社会的効果が認められることを前提に、例えば特区における人材の需給状況等に鑑み、更新時における後任の確保が困難な場合等の一定の場合について、一年を超えた臨時的任用を措置	C		構造改革特別区域基本方針にも明記されているように、先ずは特例措置の実施状況を踏まえ、その効果、影響等を評価する必要があるため、また、現在、特区室から評価のための調査手法等について、各種照会を受けているところでもある。なお、「過疎地や例外的な分野しか活用できないこと」を再提案理由としているが、提案団体は11月28日の第3回の特区計画の認定において既に認定を受けており、当該特例の活用が可能となっている。(ちなみに、地方公務員の臨時的任用期間の延長に係る特例については、先般の第3回の特区計画の認定において、初めて認定がなされたばかりである。)	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				先に回答したとおり、構造改革特別区域基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、先ずは特例措置の実施状況を踏まえ、その効果、影響等を十分に評価する必要があります。評価の前提となる調査手法等が何も決まっていない現時点において検討することは困難である。なお、臨時的任用は、正式任用の例外として、人事行政の弾力化の観点から、正式任用の手続きをとるいとまがないような緊急の場合等に限って認められている制度であり、このような制度の趣旨に基づき、競争試験等の厳格な能力実証を経ることな(任用が可能となっているところである。提案団体は、特例の臨時的任用を活用することにより「地方自治体の歳入総額を抑制する」としているが、各地方公共団体において、最小のコストで最も効率的な行政サービスの提供に努めることは有益なことであるが、一方で行政サービスの提供に支障をきたすことがないよう留意する必要があるところである。したがって、特例措置の見直しにあたっては、基本方針に定められているとおり、特例措置が特区内部において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果を上げているか、について評価することはもちろんのこと、今回の特例により、十分な能力実証を経ない定数外の臨時的任用職員が長期に在職することになり、場合によっては地方公共団体の公務員数を減退させ、ひいては住民サービスに支障をきたすおそれもあるところであり、このような弊害についても十分に調査を行う必要がある。							2014010	志木市	志木市地方自治特区	地方公務員に係る臨時的任用特例措置(1)中「当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ、及び(3)中」の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等、を削除する。	個別の自治体の実態に即した、柔軟な臨時的任用を可能とし、雇用の拡充を図りながら、経済の縮小が顕著な今後の少子高齢社会に向って、地方自治体の歳入総額を抑制する。
040520	国立学校教員の民間学校・公設民営学校への派遣の容認		国立大学付属学校教員を民間企業へ派遣するための制度は設けられていない。	D-3		国立大学付属学校の教員については、平成16年4月1日に国立大学法人化により非公務員となるため、同日以後、各国立大学法人において判断されることとなる。											3081030	株式会社ノヴァ	小中高生キャリアデザイン支援プロジェクト	教員の募集・待遇の自由化	小学校・中学校・高等学校の正規教員においても、特定のスキルに秀で、指導力のある教員は待遇面で優遇します。	国立大学付属や公立の小・中・高等学校の教員を、その身分を有したまま民間学校に派遣できるようにします。常勤を原則としませんが、非常勤も認めますが、給与・待遇は、民間学校が独自に定め、教員の能力に応じて処遇できるようにします。地方公務員法等に則せられず、個々の教員の指導力を最大限に発揮させる待遇が設定できることにより、教育の質の向上が期待できます。
040520	国立学校教員の民間学校・公設民営学校への派遣の容認		国立大学付属学校教員を民間企業へ派遣するための制度は設けられていない。	D-3		国立大学付属学校の教員については、平成16年4月1日に国立大学法人化により非公務員となるため、同日以後、各国立大学法人において判断されることとなる。											3082050	株式会社ノヴァ	株式会社による公設民営義務教育学校経営プロジェクト	教員の募集・待遇の自由化	小学校・中学校・高等学校の正規教員においても、特定のスキルに秀で、指導力のある教員は待遇面で優遇します。	国立大学付属や公立の小・中・高等学校の教員を、その身分を有したまま民間学校に派遣できるようにします。常勤を原則としませんが、非常勤も認めますが、給与・待遇は、民間学校が独自に定め、教員の能力に応じて処遇できるようにします。地方公務員法等に則せられず、個々の教員の指導力を最大限に発揮させる待遇が設定できることにより、教育の質の向上が期待できます。
040530	公立学校教員の民間学校・公設民営学校への派遣の容認		地方公務員を公務員の身分を有したまま民間企業に派遣する制度は存在しない。 なお、地方公務員法において民間企業における給与・処遇に関する規定はない。	C		教育への外部資源の活用については、中央教育審議会でも検討中である。 なお、すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではなく(憲法15条)、また、地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない(地方公務員法30条)ものである。このため、地方公務員を公務員の身分を有したまま民間企業に派遣する制度は、憲法に抵触するおそれがある。 なお、地方公務員法第15条(給与に関する条例及び給料額の決定)については、地方公共団体の職員について規定したものであり、何ら私企業における給与決定等について拘束・規定するものではない。	教育を行なうという行為については公共的性格を有するものであり、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の派遣対象の拡大または官民交流法と類似の制度を創設するなど提案を実現できないか、再度検討し回答されたい。			文部科学省で対応されるものと承知							3081030	株式会社ノヴァ	小中高生キャリアデザイン支援プロジェクト	教員の募集・待遇の自由化	小学校・中学校・高等学校の正規教員においても、特定のスキルに秀で、指導力のある教員は待遇面で優遇します。	国立大学付属や公立の小・中・高等学校の教員を、その身分を有したまま民間学校に派遣できるようにします。常勤を原則としませんが、非常勤も認めますが、給与・待遇は、民間学校が独自に定め、教員の能力に応じて処遇できるようにします。地方公務員法等に則せられず、個々の教員の指導力を最大限に発揮させる待遇が設定できることにより、教育の質の向上が期待できます。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
040530	公立学校教員の民間学校・公設民営学校への派遣の容認		地方公務員を公務員の身分を有したまま民間企業に派遣する制度は存在しない。 なお、地方公務員法において民間企業における給与・処遇に関する規定はない。	C		公設民営については、中央教育審議会において検討中である。 なお、すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない(憲法15条)。また、地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない(地方公務員法30条)ものである。このため、地方公務員を公務員の身分を有したまま民間企業に派遣する制度は、憲法に抵触するおそれがある。 なお、地方公務員法第25条(給与に関する条例及び給料額の決定)については、地方公共団体の職員について規定したものであり、何ら私企業における給与決定等について拘束・規定するものではない。		公設民営学校は、公共的性格を有するものであり、単なる民間企業への公務員の派遣とは異なるのではないが、提案を実現できないが、再度検討し回答されたい。			文部科学省で対応されるものと承知					3082050	株式会社ノヴァ	株式会社による公設民営義務教育学校経営プロジェクト	教員の募集・待遇の自由化	小学校・中学校・高等学校の正規教員においても、特定のスキルに秀で、指導力のある教員は待遇面で優遇します。	国立大学付属や公立の小・中・高等学校の教員を、その身分を有したまま、公設で運営委託を受けた民間学校に派遣できるような仕組みを、常勤も認めます。給与・待遇は、公設民営学校が独自に定め、教員の能力に応じて処遇できるようにします。地方公務員法等に則せず、個々の教員の指導力を最大限に発揮させる待遇が設定できることにより、教育の質の向上が期待できます。	
040540	教員の定年の緩和	地方公務員法第28条の2第4項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律教育公務員特例法	地方公務員は、国の定年を基準として条例で定める定年に達した日以後最初の3月31日までに退職するものとされており(地方公務員法第28条の2第1項、第2項)、臨時の任用職員や、法律によって任期を定めて任用される職員については、この定年の規定は適用しない(同条第4項)こととされている。 また、地方公務員法27条により、すべて職員の分限については、公正でなければならないものとされている。	C		地方公務員である教員の定年の緩和については、身分保障の基本的事項であり、他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないことなど、公務員の定年制度全体の中で検討する必要がある。 なお、提案のような、官公庁、大学・専門学校、企業、在外公館等の職員から、教員のうちから容易に確保できない、豊富な経験や知識を有する人材を登用しようとする場合にあっては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律を活用し、任期を付して採用することにより、定年を超えている者を任用することが可能。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	なお、費省からの回答において、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律を活用することにより、定年を超えている者を任用することが可能とのご指摘をいただきました。しかし残念ながら、同法における5年間という期間限定付きの採用では、じっくり腰を据えて生徒の育成に取り組むといった意図に欠けてしまつてはならないかと考えます。6年間の中高一貫教育に就くためには、教員についても最低6年以上の任期が必要であると千代田区は考えております。さらに本人の身体的状況と指導上の成果を勘案しつつ、長期にわたる任用も考えております。従いまして、同法の活用では、千代田区の意図を実現することは不可能です。 なお千代田区という地域の特性をご理解いただき、今回の提案について再検討され、その見解及び今後の対応につき具体的に提示していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。	C D-1		職員のうち特に必要がある者に限って定年を緩和することについては、定年を含む分限制度は、職員の身分に重大な影響を与えるものであり、「制度の現状」にあるとおり、公正でなければならないものである。一方、定年を超えている者を任用することは、前回の回答にもあるとおり、任期付法により可能であり、この場合、法的には任期5年を満了した後の再任は否定されていない。				1100030	千代田区	中等教育学校特区	教員の定年の緩和	地方公務員の定年を超えた人材の積極的な登用を可能とする。	区立中等教育学校の教員については、地教育法第61条によりすべて区が任命権者となるが、豊富な経験と知識を活かした人材を積極的に活用するため、必要に応じて、60歳を超えた人材の新規採用と、定年延長を可能にする。(学校長以外は、基本的に教員免許を有する者を対象とする。必要やむを得ない場合には、特別免許状により対応する。)		
040550	地方公務員へのフレックスタイム制の導入	地方公務員法第58条第3項	労働者に勤務の始業及び終業の時刻の決定をゆだねる労働基準法第32条の3(フレックスタイム制)は、適用除外となっている。	D-1 E		提案にある「窓口サービス時間の延長」は、任命権者が行政ニーズを考慮して早出・遅出の勤務時間の割り振りを柔軟に行うことにより対応することができる。D-1 なお、労働基準法第32条の3に規定されているフレックスタイム制度は職員に勤務時間の管理を完全にゆだねるものであり、提案にあるような任命権者が勤務時間をきめるものではない。E	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	労働基準法が労働条件の最低基準を定めたものであるならば、国家公務員に適用しているフレックスタイム制度を、地方公務員にも、導入できるようにすべきであります。 本市としては、「窓口サービス時間の延長」に限らず、検査部門(食肉衛生検査所)や事業部門(観光課のイベント開催)などにおいて、早出・遅出による時差出勤制度よりも、もっと柔軟な勤務時間の配分が実現できる制度を提案しているものです。 また、労働基準法第32条の3は、あらかじめ労使でフレックスタイムの例示を定め、職員に選択させることを妨げるものではないと考えます。	D-1		勤務時間の割振りについては、提案にあるように「任命権者が労働時間を決める」ものであれば、行政ニーズ等を考慮して早出・遅出だけでなく労働基準法第32条の2(1ヶ月の変形労働)の規定に反しない範囲で、柔軟に対応することができると考えます。 なお、国家公務員の研究職員に導入されているフレックスタイム制度は、労働基準法第32条の3に規定されている労働者に勤務時間の管理を完全にゆだねるものではない。				1153010	高松市	勤務条件改善特区	地方公務員へのフレックスタイム制の導入	地方公務員法第58条第3項のうち、適用除外となっている条項の中で、労働基準法第32条の3について、規制緩和により適用除外から削除する。	フレックスタイム制を導入し、窓口部門において、繁忙期における窓口のサービス時間の延長を実施するなど、柔軟な勤務時間の配分を実現する。		
040560	地方公務員への弾力的な勤務時間の取扱いの導入	労働基準法第34条	労働時間が六時間を超える場合には少くとも四十五分、八時間を超える場合には少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。	C		労基法は、労働条件の最低基準を定めたものであり、規制しているものではない。また、憲法第27条第2項の「勤務条件に関する基準は、法律でこれを定める」とされているため、地方公務員の休憩時間の法的根拠として労基法第34条が適用されているところであるため適用除外はできない。 なお、休憩時間は、ある程度勤務時間が継続した場合に蓄積される職員の心身の疲労を回復するために与えるものであり、時間外勤務を命ずる場合に、休憩時間をおくことは勤務能率の増進、災害防止のうえに重要な意味を有するものであり、時間外勤務の削減につながるものと考ええる。	国家公務員は労働基準法そのものが適用外となっているが、国家公務員と地方公務員で取り扱いが異なるのはなぜか、その上で、希望する地方公共団体については提案を実現できないが、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	地方公務員の勤務時間は、地方公務員法第24条第5項の規定により、国家公務員との均衡を考慮して定めることとされています。 労働基準法が、お説のように、労働条件の最低基準を定めたものであるならば、地方公務員には適用され、なぜ、国家公務員には適用されないのか、その理由を明らかにすべきであります。			国家公務員の勤務条件については、法律及び人事院規則で定められているが、地方公務員の勤務条件については、各地方公共団体において条例で定められていることから、その法的根拠として労働基準法が適用されているところである。				1153020	高松市	勤務条件改善特区	弾力的な勤務時間の取扱いの導入	労働基準法第34条を、規制緩和により適用除外とする。	国家公務員と地方公務員との不均衡を改善するとともに、緊急時や市民サービスへの対応など引き続き勤務しなければならない場合に、国家公務員と同様に連続した業務を実現することにより、弾力的な勤務体制と事務処理体制の整備を行う。		
040570	地方公務員による営利企業等の従事制限の緩和	地方公務員法第38条	営利企業への従事等は、人事委員会規則等に定める理由に基づき任命権者が許可	D-1		地方公務員が営利企業の役員を兼ねることや報酬を得て事業等に従事することについては、職務専念義務の免除(地方公務員法第35条)、営利企業等の従事制限の許可(地方公務員法第38条)の規定に従って任命権者の判断により可能となるものであり、その基準等は当該団体の条例等で定めることとなっている。したがって、団体の提案にあるような、「地方公務員が公務に支障のない範囲で、週末あるいは勤務時間外に起業又は企業経営に従事すること」については、地方公務員法上、先に述べたとおり、営利企業等の従事制限の許可の規定に従って任命権者の判断により可能となっており、現行の規定により対応可能である。なお、既に同趣旨の提案は、第一次及び二次提案において現行制度で対応可能として整理されたところであり、確認されたい。									1050010	唐津市	週末起業特区	地方公務員による営利企業等の従事制限の緩和	地方公務員が地方公務員法の規定に関わらず、公務に支障のない範囲で週末あるいは勤務時間外に起業又は企業経営に従事することを積極的に認めようとするものである。このことを通じ地方公務員が退職後の生活設計の自覚を促すものである。当分の間、この規制を緩和する。ただし、市町村合併後10年間に限る。	地方公共団体は「週末起業支援プログラム」を策定し、職員が起業し営利企業等の経営を通して退職後の生活設計を立てることにより早期の自発的退職を促し、市町村合併後の過剰職員の早期解消に資するものである。		

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例推進事項管理番号	提案主体名	特区計画「プロジェクト」の名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
040580	民間企業へ職員を派遣する場合の身分扱いに関する規制の特例	地方公務員法第34条、地方公務員法第35条第1項、地方公務員等共済組合法第43条第1項及び同法の長期給付に関する規定、地方公務員等共済組合法第112条第5号、地方公務員等共済給付法の規定の読み替え(第2条第1項第3号及び第4号、第116条第1項、附則第4条の4第1項、児童福祉法第10条第1項第3号)	地方公務員を民間企業に派遣するための制度は存在しない。	C	D-1	官民交流法は、民間企業への職員の派遣に当たって、公務の公正性・信頼性を確保するため、派遣対象企業を人事院が提示する名簿に記載された企業に限定すること、各自治体が行った職員に係る派遣計画を人事院が認定した場合に当該職員を人事院事務総局の官職に任命し、その上で民間企業への派遣を実施することとしているなど、公務部門と民間企業との関係に機転にも配慮して設計された法制であり、人事院に相当する機関を一般に有していない地方公共団体に対して、類似の制度設計を行うことは困難。 なお、人材育成を目的とする職員の派遣であれば、職務命令により対応することで、共済制度をはじめとする問題は発生しない。	官民交流法と類似の制度を創設できないか。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	回答において、「人事院に相当する機関を一般に有していない地方公共団体に対して、類似の制度設計を行うことは困難であるとの判断が示されているが、官民交流法においては、特別職で人事院の権限が及ばない防衛庁職員についても、同法第23条で一般職の国家公務員に関する規定を適用して対応しているところである。地方公共団体において、官民交流に関する基本的な仕組みについては法律により規定する必要があるが、当該法律中、官民交流法において人事院規則で定められる交流基準等の事項については議会で議決を経た条例で定めると、官民交流法における防衛庁職員の対応と同様の仕組みも当該法律に設けることにより、全体の枠組みとしての公務員の基本的な性格を踏まえつつ、公正な公務派遣に理念を損ねない適切な措置をとることが可能であると考えられる。 地方公共団体と民間との人事交流については、平成11年4月の地方公務員制度調査研究会報告において、地方公共団体においても民間との交流の必要性が高まっていると指摘していること、また、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」についての国会審議において、第三者機関を有しない地方公共団体の人事行政における民間事業者の役割を想定する民間に対し、政府は、制度の導入にあたって条例を制定する際、制度の必要性等について議会で議論を経て議決を得ること、また制度の運用にあたっては情報公開等を通じて住民への説明責任を有すること、議会や住民の監視の下で、適切に対応がなされているものと考えられる旨を併せている。以上のことから、地方公務員について、官民交流法中、交流派遣に関する規定を適用した場合と同様の効果を得ることができるよう規制の特例を設けることを内容とした本提案について再度検討願うものである。	官民交流法では、国民から官民癒着であるとの疑惑を招かないため、中立的第三者機関である人事院が基準の設定など様々な権限を有することとしている。仮に、いわゆる地方版の官民交流法を創設するとした場合でも、公務員としての公正性・中立性は国家公務員と同様に求められることとなる。例えば人事委員会に人事院と同様の権限を与えることが考えられるが、現行の人事委員会の体制で対応できるとは考えられず、組織の拡大をせざるを得ない。また、複数の地方公共団体による機関の共同設置等により、組織の拡大を抑制しつつ体制整備ができないか、再度検討し回答されたい。	貴省の回答では、「現行の人事委員会の体制で対応できるとは考えられず、組織の拡大をせざるを得ない。」とあるが、例えば複数の地方公共団体による機関の共同設置等により、組織の拡大を抑制しつつ体制整備ができないか、再度検討し回答されたい。	市町村で人事委員会を設置しているのは2市のみであり、たとえ共同設置するとしても、組織拡大を回避することは不可能。	1064010	堺市	さかい民間企業交流派遣特区	民間企業へ職員を派遣する場合の身分扱いに関する規制の特例	地方公務員について、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」中、交流派遣に関する規定を適用した場合と同様の効果を得ることができるよう、特区計画の範囲において規制の特例を設ける。	行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員を民間企業に交流派遣することにより、民間企業の実務を経験させることを通じて、効率的かつ効果的な業務遂行の手法を体得させ、かつ、民間企業の実情に関する理解を深めさせることにより、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を行うとともに、特区計画の範囲における市街地の整備を推進し、ひいては経済社会の構造改革及び市民経済の発展を図る。					
040590	地方公務員を民間企業への派遣の承認	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条	民間企業への派遣は、当該地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち条例で定められるに限られる。	C	C	すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではなく(憲法15条)、また、地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない(地方公務員法30条)ものである。 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律は、地方公務員を公益法人等の業務に専ら従事させるための制度であるが、地方公共団体の業務と密接な関連があるなど条例で定めた特定の法人のみ派遣することを可能としたものであり、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としたものである。 このような制度を一般民間企業への派遣として広く認めることは、地方公共団体の施策とは全く(関係のない)民間企業の業務に公務員が従事することとなり、憲法に抵触するおそれがある。	提案は、域内の保育所を一括して民間に委託し、委託によって余剰となった保育士を域内の民間保育所にも派遣できるようにするものである。 地域再生のためアウトソーシングを円滑に推進する観点から提案を実現できないか。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	保育所の委託先を決定する際には、一般的にプロポーザル方式が用いられる。その結果、民間企業といえども必然的に地方公共団体の施策に合致した業務を行わざるを得ない。また、業務にあたっては地方公共団体の強い統制を受けることになる。したがって、保育所業務に関しては、費省の指摘する「地方公共団体の施策と全く(関係のない)民間企業の業務」には当たらないはずであり、回答として妥当でないものと考えられる。 また、民間のノウハウを活用し、より効率化をはかるものである。効率化され、運営費が削減されれば、公共の利益のさらなる増大にもつながる。また、そもそも弊社が公務員の民間派遣の規制緩和を提案したのは、公共性などの様々な条件をつけてのことであり、その点についても「地方公共団体の施策と全く(関係のない)民間企業の業務」としか回答がなされていない点で不十分であると考えられる。	アウトソーシングにより過員が生じた場合、地方公務員法上は、分限免職が可能となっている。このような場合に地方公共団体への復帰を前提とした派遣制度を論ずるのは失当と考える。 なお、余剰となる公務員を受託企業が採用するかどうかは当該企業の問題である。	アウトソーシングにより過員が生じた場合、地方公務員法上は、分限免職が可能となっている。このような場合に地方公共団体への復帰を前提とした派遣制度を論ずるのは失当と考える。 なお、余剰となる公務員を受託企業が採用するかどうかは当該企業の問題である。	3062010	株式会社東京リーガルマインド	公立保育所一括民間委託特区	地方公務員を民間企業に一定期間派遣できるようにする。	域内の保育所を一括して民間企業に委託することによって、単なる経費の削減にとどまらぬ、大きな成果を上げる事が可能になる。人材の交流による相乗効果、域内保育所を統括する組織創設による利用者(保護者)サービスの徹底、職員の雇用の確保など、単体の委託では難しい効果が期待できます。							
040590	地方公務員を民間企業への派遣の承認	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条	民間企業への派遣は、当該地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち条例で定められるに限られる。	C	C	すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではなく(憲法15条)、また、地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない(地方公務員法30条)ものである。 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律は、地方公務員を公益法人等の業務に専ら従事させるための制度であるが、地方公共団体の業務と密接な関連があるなど条例で定めた特定の法人のみ派遣することを可能としたものであり、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としたものである。 このような制度を一般民間企業への派遣として広く認めることは、地方公共団体の施策とは全く(関係のない)民間企業の業務に公務員が従事することとなり、憲法に抵触するおそれがある。	提案は、域内の保育所を一括して民間に委託し、委託によって余剰となった保育士を域内の民間保育所にも派遣できるようにするものである。 地域再生のためアウトソーシングを円滑に推進する観点から提案を実現できないか。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	保育所の委託先を決定する際には、一般的にプロポーザル方式が用いられる。その結果、民間企業といえども必然的に地方公共団体の施策に合致した業務を行わざるを得ない。また、業務にあたっては地方公共団体の強い統制を受けることになる。したがって、保育所業務に関しては、費省の指摘する「地方公共団体の施策と全く(関係のない)民間企業の業務」には当たらないはずであり、回答として妥当でないものと考えられる。 また、民間のノウハウを活用し、より効率化をはかるものである。効率化され、運営費が削減されれば、公共の利益のさらなる増大にもつながる。また、そもそも弊社が公務員の民間派遣の規制緩和を提案したのは、公共性などの様々な条件をつけてのことであり、その点についても「地方公共団体の施策と全く(関係のない)民間企業の業務」としか回答がなされていない点で不十分であると考えられる。	アウトソーシングにより過員が生じた場合、地方公務員法上は、分限免職が可能となっている。このような場合に地方公共団体への復帰を前提とした派遣制度を論ずるのは失当と考える。 なお、余剰となる公務員を受託企業が採用するかどうかは当該企業の問題である。	アウトソーシングにより過員が生じた場合、地方公務員法上は、分限免職が可能となっている。このような場合に地方公共団体への復帰を前提とした派遣制度を論ずるのは失当と考える。 なお、余剰となる公務員を受託企業が採用するかどうかは当該企業の問題である。	5150035	株式会社東京リーガルマインド	株式会社東京リーガルマインド	地方公務員を民間企業に一定期間派遣できるようにする。	現在著しく制限されている地方公務員の民間企業への派遣を緩和することを要望します。具体的には、公共性が強く、派遣先の業務内容が以前の業務とほとんど変わらない場合等においては、地方公務員の民間企業派遣を認めるようにすることで、その例として、特区でも申請した公立保育所の保育士の私立保育所への派遣等の規制緩和を要望します。							
040600	区職員本人による休職制度の導入			C	C	前回の特区第3次提案においても、千代田区から同一の提案があったが、自己啓発のための休業制度の導入が公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)において検討事項とされ、地方公務員制度においても、地方公共団体の実情を十分に勘案しながら、国家公務員制度改革に準じ、所要の改革を行うこととされていることから、今後の国家公務員制度の見直しを踏まえて対応する。	第3次提案以降の検討状況を示されたい。 また、今後、先行的に実施できないか、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	特区の制度は、全国一律に定められている法体系そのものを、地域の実情に応じたものとするとして理解している。特区において先行的に実施できるよう、再度検討を願いたい。	提案にあるような完全な休業については、国と大きく均衡を失うことになることから、国における検討を踏まえて対応することとしているが、先行試行的な意味を含めて、自己啓発に資する「部分休業」の導入を法案化しつつある。 千代田区においても、当該部分休業が法律化された場合には、この活用を検討されたい。	提案にあるような完全な休業については、国と大きく均衡を失うことになることから、国における検討を踏まえて対応することとしているが、先行試行的な意味を含めて、自己啓発に資する「部分休業」の導入を法案化しつつある。 千代田区においても、当該部分休業が法律化された場合には、この活用を検討されたい。	1101020	千代田区	地方自治規制改革特区	区職員本人の希望による休職制度を導入	職員の能力開発のため、本人希望による休職制度を導入する。休職期間は3か月から5年の間とする。休職の事由については、別段定めることなく、本人の都合により取得可能とする。							
040610	区職員の育児休業取得期間の制限の廃止	地方公務員の育児休業等に関する法律	3歳に満たない子を養育する職員が育児休業及び部分休業を取得可能。	C	C	前回の特区第3次提案においても、千代田区から同一の提案があったが、現在、民間の育児休業制度については、厚生労働省の労働政策審議会の雇用均等分科会において育児休業を子が1歳まで可能となっているのを、特別な事情がある場合に6ヶ月程度延長するかどうかが議論されているところであり、地方公務員の育児休業制度は、国の育児休業制度に準じて子が3歳まで可能な制度となっているところである。 このように、国や民間企業においても、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する育児休業が普及していない段階において、特定地域の地方公務員のみ小学校就学の始期に達するまで育児休業を取得可能という有利な取扱いをすることについては、慎重な取扱いが必要である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本区では、中遠距離通勤の職員が多い。そのため、保育園に通園する子をもつ職員は、開園時間に合わせて子の送迎をすることが極めて困難であり、遅滞、または他の特別区へ交流せざるを得ない状況も事実上生じている。 このような理由で有用な人材を失うことは、区政にとって大きな損失であり、また、女性の社会進出の促進や男女共同参画社会の実現のためにも、放置することが許されないものである。法令の範囲内で職員が安心して職務に専念することができる環境を整える必要があると考え、特区提案を行った。 特定の事情にある特定地域が異なる取扱いを受けたいことを容認することは特区制度の根幹であり、地方公務員法第24条第5項に定める均衡原則等を判断基準とするのではなく、構想の中身そのものについて、再度検討を願いたい。	国や民間企業においても、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する育児休業が普及していない段階にあり、地方公務員だけが有利な取扱いとなるようなものは適当と考えられない。 なお、千代田区内では、数多くの民間企業や中央省庁で子育てをしつつ働いている人が多数いるのであり、千代田区職員に限った事情とは思われない。	国や民間企業においても、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する育児休業が普及していない段階にあり、地方公務員だけが有利な取扱いとなるようなものは適当と考えられない。 なお、千代田区内では、数多くの民間企業や中央省庁で子育てをしつつ働いている人が多数いるのであり、千代田区職員に限った事情とは思われない。	1101030	千代田区	地方自治規制改革特区	区職員の育児休業取得期間の制限の廃止	育児休業取得期間は最長3年間とされているが、これを廃止する。	育児休業及び部分休業の対象となる小学校就学の始期に達するまでの子とする。						

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体意見 その他	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例推進管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクト名	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	
040620	地方自治法第252条に基づき派遣職員給与負担の適用除外	地方自治法第252条の17	普通地方公共団体が特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体に対し職員の派遣を求めることができる。 これらの求めに応じて派遣される職員は、その給料、手当(退職手当を除く)、及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とする。	C	普通地方公共団体間の職員の派遣については、派遣を受ける地方公共団体において特に必要がある職務に専念することが求められることが考えられる。 職員に対する給与は、職務に対する対価であり、派遣先で職務に専念し派遣元において実際に勤務をしていない以上、派遣元において給与を負担するということは困難である。		派遣元と派遣先の両者の合意があれば認めようとの意見が出されている。その趣意は、総務省の回答にある「報酬を受ける権利」と引き換えに「市民として参加する権利」が与えられることにある。第17次地方自治法改正(今後地方自治法改正あり)に際しては、平成15年(11月13日)では、我が国の地方自治制度は平成11年の地方分権一法法の施行によりそのありようを一新し、次なる新たなステップを踏むようとしており、21世紀において自治体の役割を十分果たしていくこと、制度の変更が図られていること、基礎自治体における住民自治の充実と住民との協働推進の新しい仕組みとして、基礎自治体内の一定の区域を単位とする「地方自治協議会」を基礎自治体の枠内によって設置できるようにすべきこと、当該協議会には「地域協議会、地域自治協議会の長及び事務所を置(な)している。」「地域協議会」は、住民及び地域に根ざした民間団体の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要として、基礎自治体の長その他の機関及び地域自治協議会の長等の協力を得て、又は必要と認められる事項に於ける調整に努めることができるものとする。」「また、その構成員の責任に当たっては、自治会、町内会、PTA、各種団体等地域を基礎とする多様な団体から推薦を受けた者や公募による住民の中から選ばれることとするなど、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮し、構成員の報酬は、住民の主体的な参加を期待するものであること、原則として無報酬としている。また、この特区提案と関係があり、変更を要する新たな時代を切り開くこととする答申である。基礎自治体の一部の附属機関にこれを波及させる必要がある。また、議論を尽くそうと積極的に協議を推進しようとしても予断の附けられる場合には、報酬を必要としない協議会や協働会といった公募委員会にさせるべき。その位置づけを明確となり、公正透明な行政運営の観点から問題が生じることが考えられる。」「報酬支給は役職に係る反対給付としての公法上の権利である。という権利を認めることは、市民の主体的な参加を阻害し、地方分権の柱である「住民自治」推進の障壁となるものである。市民の協働による行政運営を充実させるため、特区によりこの規制を撤廃、検証することが我が国の新たな自治のスタイル構築不可欠であるといえる。			再検討要請にある「派遣元派遣先の両者の合意があれば認めようといではないか」については、実際に支給(支払)事務を行う組織については、両者の合意等により決定する余地はあるものの、派遣者に対する給与の負担については、負担する組織において明確な役割の提供等があったと認められない状態では、給与は役割の対価という基本的な考え方と反するものであり、また、給与の財源は住民からの税負担により賄われていることを考えると、税負担をしているにも関わらず、役割の提供を受けることができない住民に対して説明がつかないと考えられる。							1090010	長崎県	ながさき市町村合併支援特区	地方自治法第252条の17に基づく派遣職員給与負担の適用除外	地方自治法第252条の17により、職員を派遣する場合に、合併後において給与等を負担することになっているが、合併後の一定の新市町に県職員を派遣する場合は、この適用を除外する。	市町村合併後の新市町からの要請に基づき、一定期間、県職員を新市町に派遣し、当該派遣職員の人員費についても特例措置により県が負担することで、新市町の行政体制整備の促進を図る。
040630	審議会等の市民公募委員の無報酬化の容認	地方自治法第203条	普通地方公共団体は、審議会等の委員その他構成員等、普通地方公共団体の非労働的職員に対し、報酬を支給しなければならない。	C	地方公共団体の附属機関である審議会の構成員に対する報酬については、構成員が責任ある形で地方公共団体に答申を行うという職務の遂行の対価として、地方公共団体がこれを支給する義務を負うものである。なお、構成員が役員に係る反対給付として報酬を受ける権利は公法上の権利であり、当該構成員が兼職している場合に二重負担を受けざるを得ないものがある。また、この特区提案と関係があり、変更を要する新たな時代を切り開くこととする答申である。基礎自治体の一部の附属機関にこれを波及させる必要がある。また、議論を尽くそうと積極的に協議を推進しようとしても予断の附けられる場合には、報酬を必要としない協議会や協働会といった公募委員会にさせるべき。その位置づけを明確となり、公正透明な行政運営の観点から問題が生じることが考えられる。」「報酬支給は役職に係る反対給付としての公法上の権利である。という権利を認めることは、市民の主体的な参加を阻害し、地方分権の柱である「住民自治」推進の障壁となるものである。市民の協働による行政運営を充実させるため、特区によりこの規制を撤廃、検証することが我が国の新たな自治のスタイル構築不可欠であるといえる。			これまでの提案等をみると、当該審議会は住民の自発的な意志により任意に行われるのではなく、あくまで地方公共団体の依頼により出席を一定時間拘束し、また、役割の提供を期待する以上、依頼者側から一方的に報酬を受ける権利を提案することはできない。 また、「市民からは報酬は無用であるとの意見が強く出されている」とのことであるが、この趣旨について「市民として参加する権利が阻害される」と述べられているもの、なぜ報酬を支給することが市民として参加する権利を阻害するか理由が明確でないが、仮に審議会等の出席者が、何らかの理由により報酬が不要であるというのであれば、審議会の出席者の方からの申し出により特別な場合を除き支払わないとすることもできると考えられる。 なお、この場合においても報酬が必要か否かは当然出席者側において判断する必要があり、これら報酬を受ける権利を一方的に依頼者側が元から奪うようなことは、制度の趣旨からも適当ではない。							1175010	華加市	共生・参画特区(審議会委員報酬を無償とする)	審議会等に参加する市民公募委員を無報酬とする	審議会等に参加する市民公募委員を無報酬とし、開催によって市民の意見を集約・反映し、市民との協働による行政運営を充実させようとするものである。			
040640	選挙権及び被選挙権の引き下げ	公職選挙法第9条及び第10条	日本国民で年齢満20年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。 日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 日本国民は、下記のとおり、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。 一 衆議院議員については年齢満25年以上の者 二 参議院議員については年齢満30年以上の者 三 都道府県の議会の議員については年齢満25年以上の者 四 市町村の議会の議員については年齢満25年以上の者 五 市町村長の選挙権を有する者で年齢満25年以上の者	C	選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事柄であり、被選挙権年齢の問題は、その公職の内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討されるべき事柄である。 いづれにせよ、選挙権及び被選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。			地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、当該地方公共団体の各党各会派で十分に議論して合意されれば、認めてよいのではないかと、再度検討し、回答された。							5025001	鳥取県倉吉市	鳥取県倉吉市	選挙権年齢の18歳以上への引き下げ	衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員、長の選挙権年齢を18歳以上に引き下げることをする。	選挙権年齢を18歳以上に引き下げることに伴い、若者の政治への関心を高め、選挙への参加を促す。		
040640	選挙権及び被選挙権の引き下げ	公職選挙法第9条及び第10条	日本国民で年齢満20年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。 日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 日本国民は、下記のとおり、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。 一 衆議院議員については年齢満25年以上の者 二 参議院議員については年齢満30年以上の者 三 都道府県の議会の議員については年齢満25年以上の者 四 市町村の議会の議員については年齢満25年以上の者 五 市町村長の選挙権を有する者で年齢満25年以上の者	C	選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事柄であり、被選挙権年齢の問題は、その公職の内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討されるべき事柄である。 いづれにせよ、選挙権及び被選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。			地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、当該地方公共団体の各党各会派で十分に議論して合意されれば、認めてよいのではないかと、再度検討し、回答された。							1001010	北本市	政治参加推進特区	地方公共団体の議員及び長の選挙権	地方自治法第18条で、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は日本国民で年齢が満20歳以上の者と定められているが、このうち年齢を満18歳以上の者とす。	北本市の議会の議員及び長の選挙に、18歳選挙権を導入する。		
040640	選挙権及び被選挙権の引き下げ	公職選挙法第9条及び第10条	日本国民で年齢満20年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。 日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 日本国民は、下記のとおり、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。 一 衆議院議員については年齢満25年以上の者 二 参議院議員については年齢満30年以上の者 三 都道府県の議会の議員については年齢満25年以上の者 四 市町村の議会の議員については年齢満25年以上の者 五 市町村長の選挙権を有する者で年齢満25年以上の者	C	選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討されるべき事柄である。 いづれにせよ、選挙権及び被選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。			地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、当該地方公共団体の各党各会派で十分に議論して合意されれば、認めてよいのではないかと、再度検討し、回答された。							1015010	鳥取県倉吉市	住民身近な町議会特区	市町村議会議員及び市町村長選挙権年齢を18歳以上に引き下げ	市町村議会議員及び市町村長選挙権年齢を市町村条例により18歳以上に引き下げることをする。	選挙権年齢を18歳以上に引き下げることに伴い、若者の政治に対する関心を高め、幅広い住民参加を可能とする。		

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例推進事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクト名	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
040650	投票区域内投票所での投票制度の撤廃	公職選挙法第20条第2項及び第44条第1項	・選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。 ・選挙人は、選挙の当日、自己の登録されている選挙人名簿の属する投票区の投票所に行き、投票をしなければならない。	C	1	選挙期日の投票について選挙人がどの投票所でも投票できるようにすることは、本人確認や二重投票の防止を確実にできる仕組みを構築することが困難であると考えられるため、その実施は困難である。	提案にあるシステムの問題点を具体的に示されたい。 その上で、実施が困難な理由が具体的に示されない場合には、提案を実現できるように再度検討し回答されたい。					選挙期日の投票について選挙人がどの投票所でも投票できるようにすることは、本人確認や二重投票の防止を確実にできる仕組みを構築することが困難であると考えられるため、その実施は困難である。	提案にあるシステムにより、選挙期日までは可能で、選挙期日では困難になるその違いは何か示されたい。			選挙期日に投票するのが原則であり、選挙前日までと比較してはるかに多くの選挙人が投票を行う選挙期日において選挙人がどの投票所でも投票できるようにすることは、本人確認や二重投票の防止を確実にすることが困難であると考えられるため、その実施は困難である。	1145010	市川市	投票率向上特区	投票区域内投票所での投票制度の撤廃	公職選挙法上は数箇所の投票区を設けた場合、選挙は定められた投票区域での投票所に向いて投票する事とされている。この投票所でも投票できるように改善する。	現在、本市では12箇所の不在者投票記載所において選挙人名簿を管理しているが、パソコンと専用回線で接続し、選挙人はどの記載場所においても投票できるシステムを採用しているが、このシステムを当日選挙においても採用するものである。
040660	永住外国人への地方参政権付与	公職選挙法第9条及び第10条	・日本国民たる年齢満20年以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 ・市町村の議会の議員及び市町村長の被選挙権を有する者は、日本国民である、その選挙権を有する年齢満25年以上の者である。	C		永住外国人に対する地方参政権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であることから、各党各会派において十分に議論が必要とされる必要がある。	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、当該地方公共団体の各党各会派で十分に議論して合意されるべきではないか。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	先ず「永住外国人に対する地方参政権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題である」とのことだが、地方参政権は国政への参政権と異なり、本来、地方自治固有の問題であると考え、次に「各党各会派において十分に議論が必要とされる必要があるため、特区としての対応は不可能」との回答だが、たからこそ、その議論をすすめる上での試金石・モデルケースとして、特区の役割をご理解いただきたい。草加市では、市民相互の連帯と市民協働の参加を推進していく中で、地域コミュニティの一員として「定住外国人」の住民としての行政参加については、現状では不可欠である。また「地方自治」のあるべき姿から見ると、永住・納税・住民参加など地方自治体と特に関係がある定住外国人の場合は、「その意見を地方行政に反映させるために、法律によって地方参政権を付与する措置を講ずることは、憲法上は禁止はされていない」といわれている。したがって、草加市の地域特性からも、永住外国人に地方参政権を付与することは、地域からの国際化に寄与し、併せて地域社会の活性化に多大効果を与え、更には地方自治の根幹をなす選挙制度の根本的改革にもつながるものと考え、草加市議会において「定住外国人の地方参政権を付与する特別立法の制定に関する意見書」を全会一致で可決するなど、永住外国人に市政への参政権を付与することについて十分な市民のコンセンサスが得られている。その本市において特区制度を通じて実践実験を行わせていただくことは、現在国内において行われている永住外国人に対する地方参政権問題についての議論を深める上で、多岐に役立つと思われる。				永住外国人に対する地方参政権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であることから、国会の各党各会派で十分に議論が必要とされる必要がある。	費省の回答では、「国会の各党各会派で十分に議論が必要とされる必要がある。」とあるが、制度を所管する省庁として、地域の提案を受け、検討を進めるべきではないか、再度検討し、回答されたい。			永住外国人に対する地方参政権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であることから、国会の各党各会派で十分に議論が必要とされる必要がある。	1174010	草加市	共生・画特区(外国籍市民に地方参政権を付与する)	永住外国人に地方参政権を付与する	永住外国籍市民に地方参政権を付与する	永住外国籍市民に地方参政権を付与する
040700	県費負担教職員の発令・任命権の市町村への移譲に伴う財源移譲	地方交付税法第12条		E		提案の交付税にかかる部分は、教育行政に係る経費を適切に算定しようとするものであり、規制にはあたらない。	文部科学省が、県費負担教職員の発令・任命権の市町村への移譲について認めた場合、円滑に制度の実現が図られるよう検討されたい。					仮に法令改正により、都道府県から市町村へ職員給与費が義務づけられた場合には、適切に基準財政需要額への算入を検討する。				1134030	出雲市	先進教育研究特区	義務教育国庫負担金、地方交付税の特例	現行法の特例措置として、義務教育国庫負担金並びに地方交付税の市への交付を可能にし、県費負担教職員の任免権を県から市に移行する。	市立小・中学校の教職員の発令・任免を行い、市立学校職員としての意識を高め、地域に密着した教育行政、学校運営を目指す。	
040710	政府系資金からの借入金の繰上げ償還の容認		公的資金については、補償金を支払った上での繰上げ償還が認められている。	E		公的資金については、一般的に繰上げ償還等を無制限に認めること及び補償金を不要とすることは、長期で安定した資金を地方公共団体に供給するという基本的な機能を損ないかねないものであり、困難であることをご理解いただきたい。 また、補償金を支払った上での繰上げ償還は認められており、地方団体の財政運営上、選択の幅は広がっているところであるが、さらに要望の団体のみ補償金を不要とすることは、単に財政措置を求めるもの、	地域再生推進のため、財政投融資制度の利便性の向上が重要であることから、これを踏まえ要望が実現できないか。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案は単に財政措置を求めるものではなく、制度上の不合理の改善を求めものである。地方財政法において繰上げ償還の規定があるにも関わらず、補償金という縛りによってこれを活用できなくなっている現状は、国の財政事情を優先するあまり、自治体の財政事情の健全化を著しく阻害し続けるものである。本市は民間金融機関からの借入については、既に補償金なしで繰上げ償還を行っており、国と自治体の間においても、経済財政の現状に対応した制度の運用が不可欠であり、本提案の受け入れを強く望むものである。				公的資金については、繰上げ償還を無制限に認めることは、長期で安定した資金を地方公共団体に供給するという公的資金の基本的な機能を損ないかねないものであり、困難である。 しかしながら、特に公庫資金については地方団体の厳しい財政状況に鑑み、地方団体の利子負担軽減の観点から、公庫の経営に支障のない範囲で借換債を限定的に認め対象種の拡大を財務省に求めているところであり、平成16年度公営企業金融公庫予算においては、1,100億円を確保(対前年度400億円増)したところ。				1169010	草加市	効率的迅速な財政(繰上げ償還)	政府系資金からの借入金繰上げ償還する	政府系資金からの借入金を繰上げ償還する	草加市では、繰上げ償還による当面の財政負担は大きくとも、敢えてこれを実施し、将来の格差社会への財政的備えを行いたいと考えている。	
040720	市場公募債発行の自由裁量化	地方財政法第5条の5	住民参加型ミニ市場公募債は全ての地方公共団体に発行することが可能。	D-1		提案の特区構想は、住民参加型ミニ市場公募債の発行を内容としているが、現行においても、住民参加型ミニ市場公募債は銀行等引受資金による起債と比べて発行について特段の制限をしていないものではなく、全ての地方公共団体に発行することが可能。											1054010	裾野市	すのき生きたマネー推進事業	すのき生きたマネー推進事業	市場公募債の法的規制をなくし、自由裁量とすること。	当市が、市単独で行なう事業に対する経費の一部を市民から公募し財源の一部とする。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体意見 その他	措置の分類、措置の分、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	措置の分類、措置の内容、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例推進事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容							
040730	校舎建設費の補助対象外経費の起債の否認	地方財政法第5条	校舎建設において、実施面積・実施単価が基準面積・基準単価を上回る場合、一定の範囲内で地方債の対象としている。	E	現行においても、実施面積・実施単価が基準面積・基準単価を上回る場合、一定の範囲内で地方債の対象としているところ。 しかしながら、標準的な水準を著しく超える大規模な施設や華美な施設に無制限に地方債を充てることについては、翌年度以降その償還のための支出が大きくなることによる、財政運営の健全性維持の観点から適当ではない。 また、今回の要望の内容は、財源確保の手段である地方債について、要望の団体にのみ制限を緩和するという、単に財政措置を求めるもの。	貴省の回答にある「一定の範囲内」とは何かを示されたい。また、提案にあるような特別な事情がある場合は、全国一律の基準ではなく、弾力的運用ができないか。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	華加市は、首都に隣接した立地に加え、地下鉄日台線の乗り入れ等の交通条件の強化などにより昭和30年代後半から40年代にかけて急激に人口が増加し、小中学校建設を集中的に進めた経緯がある。これらの施設が老朽化し、また、耐震基準を満たさないことにより集中的な建替えを実施しなければならない時期を迎えている。現在進めている建替え計画は、回答にあるような標準的な水準を著しく超える大規模な施設や華美な施設ではなく、あくまでも適正な義務教育を行うために必要な範囲のものであるが、国が定める基準面積・基準単価は「標準的な水準」というにはあまりにも低いといわざるを得ない。また、この基準により国庫補助金のみならず地方債の限度額をも制限されるため巨額の一般財源の単年度持ち出しを余儀なくされ、財政運営が著しく不安定となるばかりでなく、結果として計画的な建替えが実施できない。本市は平成16年度までに小中学校合わせて10校の全面及び一部改築等が必要であるが、平成15年度に一部改築した小学校校舎を例に挙げると、1校あたり約1億円の事業費が必要となり、そのうち約6億2千万円が一般財源からの繰り出しとなっている。つまり、今後11年間で最低6億円以上の一般財源が必要となり、現在の厳しい財政状況の下、子供たちの安全とその他の行政サービスの二者択一を迫られている。本提案は、単に一般的財政措置を求めるものでなく、かつての人口急増都市として集中的な建替えが必要な状況に基づき特別措置を求めるものであり、かつ国庫財源を求めるものでもない。地方債の償還は、あくまでも本市の市民が将来に渡って負担していくものである。		D-1	実施面積・実施単価が基準面積・基準単価を上回る場合は、校舎、屋内運動場、小中学校寄宿舎及びへき地集会所については、基準面積・基準単価の30%以内、これら以外の施設については当該上回る面積・額の範囲内に係る事業費を起債対象としており、その他の単独事業（補助対象とならない事業）についても、義務教育施設整備事業費又は一般単独事業債の対象としているところ。 〔提案主体からの意見に記述された「平成15年度に一部改築した小学校校舎」とは「平成14・15年度に一部改築した小学校校舎」の誤りであることであるが、平成14年度において華加市は基準面積・基準単価を上回る部分については起債をしていない、上記の30%のルールを適用すれば当該部分は全額起債対象となりうるもの。〕									1189010	華加市	華加教育特区(学校施設整備に係る地方債計条件の見直し)	校舎等の建設に係る経費について市負担部分の起債を可能とする。	校舎等の建設に係る経費について国庫補助対象外の市負担部分について起債を可能とする。	校舎等の建設に係る経費について国庫補助対象外の市負担部分について起債を行う。				
040740	市街地再整備事業の創設	地方交付税法第12条、第14条、地方財政法第5条	道路の面積や延長、都市公園の面積を測定単位に設定。 市町村が行う市街地再開発事業の地方団体負担分については、一定割合を除いて、地方債の対象としている。	E	団体固有の事由から一部の団体にインセンティブが働くような制度設計は適切ではないこと。 市町村が行う市街地再開発事業の地方団体負担分については、道路特定財源等があるので、これらに相当する一定割合を除いて、地方債の対象としているところ。したがって、地方団体負担分の全額を地方債の対象とすることはできない。 ただし、個別の市町村の事業費や、特定の財源の収入状況などを考慮して、柔軟な対応をすることはありうるもの。	貴省の回答にある「柔軟な対応」とは何か、どのような場合にそれがあがるのか、また、地域再生の観点から、補助金の交付に関する要件緩和は重要である。提案は、大都市における事業行政課題である市街地再開発のため、厳しい財政状況の中、一般財源を用いる事業実施後、資金を借り入れ事業実行制度を導入したいというものであり、既成市街地の再整備を緊急に行う必要がある大都市地域の課題に対応するため、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「団体固有の事由から一部の団体にインセンティブが働くような制度設計は適切ではない」という回答に対して、今回の提案は、既成市街地の再整備を緊急に行わなければならないため、大都市地域、事業を行う市町村」の特性に応じた規制の特例措置として解釈していただきたい。 〔説明〕 「市街地再開発」において行う市街地再開発促進事業については、老朽住宅の買収や、民間への建設費補助費が起債対象となっており、多額の一般財源が必要となる。また、駅前等の都市再生について、市街地再開発事業とともに、民間公共施設等の整備が必要となるが、これに要する費用で起債対象とならないものがあり、多額の一般財源が必要となる。今回の提案では、現状では認められていない補助費の全額償還と、その償還財源として固定資産税の増徴分を、交付税交付団体に、(節税財源だけでなく)全額活用できる措置をセッとするのが必要と考えられている。 「市街地再開発」が実施されると、このような特別措置がなければ、都市再生事業に積極的に関与することには極めて困難である。 この特例により、市町村が現在認められていない起債をおこなっても、確実に償還財源があるので、その財政の健全な運営を確保することにはならない。また、交付税額の算定の特例についても、市町村がその特別措置を受けることにより初めて実施される節税財源の増徴分を、償還されるまで節税財源として確保させたいという趣意であり、単に交付税の増額を提案するものではない。 この特例措置により、法律的目的である地域の活性化が図られ、長期的には市町村の財政基盤も強固となり、交付税の削減にもつながると考えられる。 この特例措置が、市町村のまちづくりのインセンティブになり、防災的にも、景観的にも快適な生活空間の創造に拍車がかかることとなる。	交付税については、経済諮問会議においても、交付税算定の大規模簡素化・中立化を打ち出していること(平成15年11月28日麻生大臣提出資料)。 なお、各団体において、普通交付税(基準財政需要額に都市計画費を算入)及び都市計画費により市街地再開発事業を実施するために確保されている財源を上回って財源が必要の場合には、起債の許可を行った上で、財源の確保が図られているところ。													1132010	川西市、全国市町村再開発連絡協議会	市街地再整備特区	市街地再整備特区	再整備事業の実施費のうち、補助金以外の部分をすべて地方債で賄うことを可能とする。(条件:一定期間内の固定資産税と都市計画税の増徴分償還が可能な場合に限る。) 償還期間中の当該市の地方交付税に關して、当該事業による固定資産税の増徴額は基準財政収入額の算定に当たっては除外するものとする。(同時に、道路・公園の新設に伴う測定単位の増加は、基準財政需要額に当たっては除外するものとする。)	密集市街地、駅前等の再整備に緊急に取り組むことを目的に、再整備事業に要する市の財源として、事業実施後の税収増を償還財源として資金を借り入れ、事業を行う制度を導入する。 (一定区域区域内において行う密集住宅市街地整備促進事業等、並びに駅前等交通要衝地における市街地再開発事業及びこれと一体的に行う関連公共施設等の整備)	市街地再整備特区	地方税法では、納期分割によって千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は最初の納期に合算することとされているが、国民健康保険料の納期分割による端数処理を百円未満とするなどにより、各納期の負担を均等化させ、納税意欲を向上させる。また滞納を防止し、公平な税負担を実現する。
040750	国民健康保険の端数処理の特例	地方税法第20条の4の2、第6項	地方税の確定金額を、二以上の納期を定め、一定の金額に分割して納付し、又は納入することとされている場合において、その納期限ごとの分割金額が千円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。	D-1	国民健康保険料は、実質は保険料であるものを徴収の便宜上税の形式を採っているものであり、本来の国民健康保険料として徴収すれば、端数処理の問題は解決される。	提案は、国民健康保険料として行いたいとするものであり、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	国民健康保険に要する費用に充てる主たる財源は、保険税であり、この主たる財源を負担していただく被保険者には税による課税をすることで義務概念、納税意欲も向上させることが出来る。厳しい国民健康保険料を考えた場合、税で課税した場合の課税額は3年、料では2年、滞滞時効では3年、料は2年、徴収権の優先順位では国税及び地方税の次に料となり、負担の公平を保つためにも税で課税し徴収をすることが適切である。華加市が税法としてしているのは、税の方が義務概念も向上して徴収が容易であり徴収成績も向上することが見込まれることによる。全国の市町村の9割が税を選択し、埼玉県においては全ての市町村が税を選択している。他の公的健康保険と比較して低所得者の加入が多いうえに、加入する全ての世帯に課税される保険税にこそ、端数処理の特例を適用すべきであり、料と税とで取り扱いが異なることが問題である。料では千円未満の端数処理が可能であるのに対し、税では不可能であることに合理的な理由があるとは到底思われない。		C	(全国的な対応を検討し、特区として対応不可) 地方税の納期分割時の端数処理の際に、各地方団体の判断により、現行制度以外の方法を採用し、適切に端数処理を行うことができる仕組みについて、地方税法改正で財源が必要となる場合には、起債の許可に向けて検討を進める。									1177010	華加市	安心で便利な行政サービス特区(支払いやず国民健康保険料)	国民健康保険料の納期分割による端数処理を百円未満とするなどにより、各納期の負担を均等化させ、納税意欲を向上させる。また滞納を防止し、公平な税負担を実現する。	国民健康保険料の納期分割による端数処理を百円未満とするなどにより、各納期の負担を均等化させ、納税意欲を向上させる。また滞納を防止し、公平な税負担を実現する。	地方税法では、納期分割によって千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は最初の納期に合算することとされているが、国民健康保険料の納期分割による端数処理を百円未満とするなどにより、各納期の負担を均等化させ、納税意欲を向上させる。また滞納を防止し、公平な税負担を実現する。				
040760	原動機付自転車等の標識自由化	地方税法第四章八	標識については、各地方公共団体の条例で定めるところにより規定。	D-1	標識については、取扱通知を逸脱しない範囲で条例により独自の様式を規定することは可能である。取扱通知では、課税団体及び課税客体を明示するための「市町村名及び標識番号」、また、それらを分かりやすく表示するための「文字の大きさ」、「車両番号の浮出」、「標識の大きさ(記載事項を表示する大きさ)」、「課税区分を明確にするための「標識の地の色」、「その他、文字の色、素材、標識を固定するネジの位置等が規定されています。したがって、「逸脱しない範囲」については上記以外のものであり、形については条例により独自の様式を規定することは可能である。													1105010	小田原市	原動機付自転車標識自由化特区	原動機付自転車の標識自由化	原動機付自転車の標識について、市町村が独自のデザインで発行できることとする。	市町村で発行する原動機付自転車の標識について、地域色のあるオリジナルデザインを認め、地域風景の創出と販売台数の増加を図る。					
040770	都市計画税の課税免除の特例区への委譲及び特区税の創設	地方税法第5条第6項第1号、地方税法第6条第1項、地方税法第735条	都市計画税の課税権は特別区の範囲にあっては東京都にあるところから、課税免除の判断も東京都が有している。	E	課税権のないものに課税免除の権限を移譲することはできない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案は、規制緩和として「特区」での目的である都市計画税の委譲を求めている。 まちづくりの権限と、都心ならではの幅広いまちづくり財源の確保が一体となった仕組みを構築することにより、都市再生事業をスロウに、地域経営を含めた都市の活性化を早急に推進するものである。ゆえに権限と財源をそれぞれ切り離さず単なる都市計画権限の対応ではなく、一体的かつ総合的な特区提案としてご検討いただきたい。		C	特別区の区域内では、都市計画税を充当すべき都市計画事業を都区分担し、特に都においてより多くの事業を実施していることや各区の区域内の税収の偏在が著しいことから都税としており、区に都市計画税を委譲することは適当でない。 なお、都は、都市計画税の一定部分を都市計画交付金として区に配分し、区の都市計画事業の財源としている。										1098010	千代田区	都市計画税の課税免除の特例区への委譲及び特区税の創設	交通結節点等における大規模建築物の更新に伴い、インフラ整備が必要となるエリアを「都市再生特別地区」に指定し、地方税法(都市計画税)の目的の緩和と現在の都税となっている都市計画税の課税権を区に委譲するとともに、それに代わって区が課税する特区税を導入する。建築基準法の目的の緩和と都市計画法に基づき「権限を特区の存する基礎的自治体に委譲し、特区において適用する。	インフラ整備が集中した都心部の交通結節点において、大規模建築物の更新に伴い、本特区によるエリアを指定し、目的の一定期間の課税免除や都市計画法の緩和や都市計画の活性化、国際競争力の強化を推進する。				

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	措置の分類、措置の内容の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	措置の分類、措置の内容の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項番号	提案主体名	特区計画プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
040780	法定外目的税新設等の総務大臣同意の不変	地方税法第731条第2項	地方団体が法定外税を新設し、又は変更しようとする場合には、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。	E	現行の地方税法の規定に従い、法定外税の新設について、個別に地方団体から協議していただければ、地方税法の規定に照らし同意または不同意を決定。		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	以前に、本町から総務省並びに徳島県に問合せしているが、その回答として「河川管理の目的税としては河川管理者である県に課税権があり、もし町が課税するなら二重課税となる恐れがあるため町は課税できない。」との見解が示された。これは流水占用料についての見解を勘違って出されたのではないかと考えられる。また、同様に「水の恩恵を受けているから」として課税することはできないし、全国どこにも例がない。」との回答も頂いたが、例があるなしで判断するも納得し難いものである。現在の法の範囲で課税できない例並びに課税が可能ない例として、どんな場合が想定されるかを具体的にお示し願いたい。				総務省としては、「河川管理の目的税としては河川管理者である県に課税権があり、もし町が課税するなら二重課税となる恐れがあるため町は課税できない。」水の恩恵を受けているから」として課税することはできない。全国どこにも例がない。等と回答したことはないが、個別の法定外税についての質問・相談等があれば、条件を制定した上で正式協議をしていただく方式に限らず、前広に個別の照会・相談等にも応えることとしているので、担当課(自治税務局企画課)にご連絡いただきたい。 なお、想定例を具体的に示して欲しいとの点については、法定外税は多種多様なものがあり得る制度であり、特に想定例は作成していない。また、法定外目的税における地方税法に定める非課税の範囲については地方税法733条の2において、また、総務大臣が法定外税の新設に同意を行うための条件については地方税法733条の例それぞれ定めているので、ご参照いただくとともに、既存の法定外税の例については、総務省ホームページでも公開(http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei_seido/ichiran01_w.html)しているので参考していただきたい。	1081010	上藤町	水源かん養のための水源税の課税特区	地方税法第731条第2項の規制緩和により、法定外目的税として流域の水利受益者に課税する水源税の承認	地方税法第731条第2項の規制緩和により、法定外目的税として流域の水利受益者に課税する水源税の承認					
040800	旧教育施設の宿泊施設転用の防火の緩和	消防法第17条第1項、消防法施行令別表第一	使用していない建築物であり用途が発生していない防火対象物に対しては、消防用設備等の規制を行っていないが、消防法施行令別表第一において、旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものについては、(五)項として取扱いは、消防用設備等の設置について規制を行っている。	C	C:特区として対応不可 制度の現状の欄の記載のとおり、使用していないの建築物から(五)項として用途が発生するものであれば、当該項としての必要な消防用設備等の設置義務が発生するものであり、これを満たす必要がある。また、現状においては先方の緩和要請の内容が不明確であり、対応が困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1. 本提案では教育施設から宿泊施設への転用を予定しているが、使用予定部分(部屋)が全体ではなく一部の場合は、その部分が防火対象物となるのか、それとも建築物全体で見ることになるのか。 2. 使用する部分が木造2階建ての1階であり、かつ使用するスペースについては以前教室であったことから、避難場所であるグラウンドに多量の窓が面しており、有事の際などは対応しやすいたと考えられるがこの点について、消防法において何らかの緩和措置はとっていないか。 提案により法令上整備を要すると思われる事項です。上記1.2.の内容を踏まえていただき、緩和措置を講じていただけないものか。 「屋内消火栓設備」第11条…旅館、ホテル、宿泊所その他これに類するものについては、延べ面積700㎡以上で設置する。該当「自動火災報知設備」第21条…旅館、ホテル、宿泊所その他これに類するものについては、延べ面積300㎡以上で設置する。該当				防火対象物とは、消防法第2条の定義のとおり、建築物その他の工作物若しくはこれらに類する物をいう。今回の申請のように、1つの建築物に用途が複数ある場合は、その用途の面積や比率等により、建築物全体が複合用途防火対象物又は単一用途の防火対象物として取り扱われる。 また、建築物の一部を1の用途で使用し、その他の部分を区画などをすること等により、使用できない措置を講じている消防長又は消防署長が判断した場合には、当該単一用途の防火対象物として取り扱われ、消防用設備等の設置基準の基礎となる延べ面積については、使用される部分のみの面積となる。 なお、別添資料に記載された規模であれば、意見中の「屋内消火栓設備」「自動火災報知設備」については、学校の用途(令別表第一(7)項)で使用した場合も、設置の義務が生じる旨あわせて申し添える。 「屋内消火栓設備」(5)項、(7)項ともに700㎡以上で設置 「自動火災報知設備」(5)項…300㎡以上(7)項…500㎡以上で設置	1059020	藤原町	世界自然遺産白神山の地蔵堂をふるさとづくり自然・農林体験特区	旧教育施設を現行のまま宿泊施設として利用	世界自然遺産白神山を有する藤原町の特区における、自然・農林体験施設(旧教育施設)での宿泊に伴う施設の用途変更に係る法令の緩和	旧教育施設(小学校)を活用し、学校教育等に準じた環境保全学習、自然・農林体験学習の拠点及び宿泊施設として提供する。					
040810	リゾートマンションの福利厚生施設利用時の防火の緩和	消防法第17条第1項、消防法施行令別表第一	消防法施行令別表第一において、旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものを(五)項として取扱いは、消防用設備の設置について規制を行っているところ。これは旅館業法の適用の可否によらず、旅館、ホテル等と同様の形態を取る企業の福利厚生施設も含まれている。	C	C:特区として対応不可 制度の現状の欄の記載のとおり、現行においても旅館業法の適用の可否によらず、企業の福利厚生施設も(五)項として取り扱われているところであり、これは、施設に不案内な不特定多数の人が主として短期間宿泊するという特徴に基づき分類しており、これを共同住宅と同等に取り扱うことは、在館者に対する防火安全性を著しく損なうものであり、これを特区として認めるべきではないと考える。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	現状のリゾートマンションは、個人オーナーとその家族が知人・友人と週末等余暇を過ごすための別荘として利用していることが多いためが実情です。この場合、「同伴の知人・友人」は「不特定、不多数」の者に限定されず、福利厚生目的の利用の場合もリゾートマンションを余暇目的の別荘として利用しています。つまり福利厚生利用の場合は個人オーナーが利用する場合と利用方法:目的自体に違いはありません。リゾートマンションは共同住宅としての消防設備基準をクリアしてはいるので、同じように、リゾートマンションを福利厚生施設として利用しても防火安全性を損なうことにはならないと思われます。さらに、今回提案をさせて頂いた設備基準の緩和については代替措置を採ったり、既存の消防設備をうまく活用したりすることで安全性を十分確保しています。尚、福利厚生を主とした場合の利用者は法人の従業員か福利厚生代行会社の会員(=法人の従業員)に限定されており、その意味では福利厚生を目的とした利用は「不特定多数」ではなく、「特定」であるといえます。				一般的に、旅館等(5)項は施設に不案内な不特定多数の人が主として短期間宿泊する施設をいい、人の出入りが頻繁である等の特徴を有している。一方、共同住宅等(6)項は、同一の施設に特定多数の人が長期に居住する施設をいうものである。 リゾートマンションについても、典型的な共同住宅として使用されるものについては、(5)項口として取り扱われるが、研修所等として利用されるもの又は自己の所有する住戸を不特定の者に宿泊施設として貸出するもの等もあるため、その実態によって(5)項口として取り扱っているところである。 このように、防火対象物の用途は名称ではなく実際に使用する形態に応じて判定されており、その個別具体的な建築物の用途については、所轄消防本部に確認されたい。	3098020	株式会社ベネフィットワン	株式会社ベネフィットワン	リゾートマンションを福利厚生目的で利用する場合の消防法の緩和(リゾーター・旅館業営業許可取得基準の緩和(消防法))	リゾートマンションを福利厚生目的としたリゾーターマンションでの宿泊行為。						
040820	学校設置会社による大学についての防火の緩和	消防法第17条第1項、消防法施行令別表第一	消防法施行令別表第一において、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他のこれらに類するものを(七)項、また、前各項に該当しない事業場として(十五)項として、消防用設備の設置に関して規制を行っている。	C	C:特区として対応不可 消防法施行令別表第一における項の判定に関しては、建築物の構造上の要件ではなく、当該建築物の用途に応じて判定されているところであり、提案されている大学についても用途が(七)項に掲げるものと全く変わらないため、(十五)項として取扱うことは防火安全性が著しく損なわれるため、特区として認めるべきではないと考える。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	総務省の意見は「消防法施行令別表一における項の判定に関しては、建築物の構造上の要件ではなく、当該建築物の用途に応じて判定されているところであり、提案されている大学についても用途が(七)項に掲げるものと全く変わらないため、(十五)項として取扱うことは防火安全性が著しく損なわれるため、特区として認めるべきではないと考える。」といふものであった。しかし、弊社がある建築物を大学として用いたとしても、実態としては事務棟を用いるのと何ら異なる用法で用いることになる。学校類似であるからといって、一般の事務棟以上人が一度の集合するものでもなく、集合するとしても一般の事務棟で会議が行われるのと同程度の規模となる。それにも関わらず単に、用途が大学であるから形式的に基準を当てはめることは実態に即し適切な規制であるとは言えない。さらに構造改革特別区域法第12条第1項および学校教育法第21項によって認められた学校設置会社による大学は、厳格な経済合理性の追求と、資源の教育内容への集中的な投下により、消費者のニーズに適合した高度な教育を提供するという理念のもとに経営を行っており、従来の公営学校や学校法人による大学とは根本から異なる体制で大学を運営している。このため大掛かりな施設を活用するのではなく、必要最小限の施設で、資源を集中的に投下した高度な教育内容とその内容を最も効果的に伝達する環境を構築することに力点を置いている。この要請を満たすためにも、消防法の規制は大きな足かせとなっている。よって、用途が(七)に該当したとしても、実際の用法が一般的な「大学」とは異なり、一般的な「事務棟」に近接している建築物も(七)に分類するのは不合理である。				一般に、オフィスについては、従業員は火災時に自衛消防の一環として必要対応をすべきものとして位置づけられるが、学校においては、火災等に対応すべき教職員に加え、相当数の学生、生徒等がいる。これらの学生、生徒等は、避難誘導を受け側として位置づけられる。消防用設備等の規制はこのような実態を前提として行われているものである。	3072030	株式会社東京リーガルマインド	株式会社東京リーガルマインド	学校設置会社による大学についての防火の緩和	別表第一(七)の「大学」から学校設置会社による大学を除外、別表第一(十五)の「その他の事業場」に学校設置会社による大学を含むとする。	株式会社が職業教育センターの大学を設置・運営することにより、若年者の失業・未就職問題等の早期解決に寄与し、地域経済ひいては日本経済全体の活力の早期回復に貢献する。					
040820	学校設置会社による大学についての防火の緩和	消防法第17条第1項、消防法施行令別表第一	消防法施行令別表第一において、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他のこれらに類するものを(七)項、また、前各項に該当しない事業場として(十五)項として、消防用設備の設置に関して規制を行っている。	C	C:特区として対応不可 消防法施行令別表第一における項の判定に関しては、建築物の構造上の要件ではなく、当該建築物の用途に応じて判定されているところであり、提案されている大学についても用途が(七)項に掲げるものと全く変わらないため、(十五)項として取扱うことは防火安全性が著しく損なわれるため、特区として認めるべきではないと考える。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	総務省の意見は「消防法施行令別表一における項の判定に関しては、建築物の構造上の要件ではなく、当該建築物の用途に応じて判定されているところであり、提案されている大学についても用途が(七)項に掲げるものと全く変わらないため、(十五)項として取扱うことは防火安全性が著しく損なわれるため、特区として認めるべきではないと考える。」といふものであった。しかし、弊社がある建築物を大学として用いたとしても、実態としては事務棟を用いるのと何ら異なる用法で用いることになる。学校類似であるからといって、一般の事務棟以上人が一度の集合するものでもなく、集合するとしても一般の事務棟で会議が行われるのと同程度の規模となる。それにも関わらず単に、用途が大学であるから形式的に基準を当てはめることは実態に即し適切な規制であるとは言えない。さらに構造改革特別区域法第12条第1項および学校教育法第21項によって認められた学校設置会社による大学は、厳格な経済合理性の追求と、資源の教育内容への集中的な投下により、消費者のニーズに適合した高度な教育を提供するという理念のもとに経営を行っており、従来の公営学校や学校法人による大学とは根本から異なる体制で大学を運営している。このため大掛かりな施設を活用するのではなく、必要最小限の施設で、資源を集中的に投下した高度な教育内容とその内容を最も効果的に伝達する環境を構築することに力点を置いている。この要請を満たすためにも、消防法の規制は大きな足かせとなっている。よって、用途が(七)に該当したとしても、実際の用法が一般的な「大学」とは異なり、一般的な「事務棟」に近接している建築物も(七)に分類するのは不合理である。				一般に、オフィスについては、従業員は火災時に自衛消防の一環として必要対応をすべきものとして位置づけられるが、学校においては、火災等に対応すべき教職員に加え、相当数の学生、生徒等がいる。これらの学生、生徒等は、避難誘導を受け側として位置づけられる。消防用設備等の規制はこのような実態を前提として行われているものである。	5150010	株式会社東京リーガルマインド	株式会社東京リーガルマインド	学校設置会社による大学についての防火の緩和	別表第一(七)の「大学」から学校設置会社による大学を除外、別表第一(十五)の「その他の事業場」に学校設置会社による大学を含むとします。	株式会社が職業教育センターの大学を設置・運営することにより、若年者の失業・未就職問題等の早期解決に寄与し、地域経済ひいては日本経済全体の活力の早期回復に貢献します。					

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例推進管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクト名	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
040830	民家工房および農家民宿等周辺の民家や空き家における消防法の設備要件の緩和	消防法第17条第1項、消防法施行令第32条	消防法施行令別表第一において、旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものを(五)項として取扱ひ、消防用設備等の設置について規制を行っている。	C	C:特区として対応不可 現行特区制度(農家民宿に係る簡易な消防用設備等の設置事業)に関して対象を限定した緩和を行い、その防火安全性について確認している最中であり、全国展開の際に再度検討する。	農家民宿に限らず、一般民宿への拡大を検討するといふ理解でよいが示された。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、また、観光立国という国の政策目標の実現の観点からも、再度検討し回答された。 農家民宿に限らず、一般民宿に係る簡易な消防用設備等の設置事業により、対象を限定して防火安全性について確認している最中であり、対象の拡大については全国展開の際に再度検討するといふことであるが、本県の伝統工芸産業のひとつである陶芸の越前焼の窯元に関しては山間部に平屋で建設されているものがほとんどである。このため、簡易な消防設備の設置要件を緩和した場合の防火安全性については、農家民宿のケースと同等であると考えられる。また、県内には70か所を超える窯元があり、うち60か所以上で見学費を受入れ、また体験学習も実施されているが、職人の民家に直接宿泊することは後継者養成の観点から不可欠な要素であると考えられる。このため、民家工房における消防法の設備要件の緩和について、農家民宿のケースと同様に実施できるよう、特例を認めていただきたい。					現行の特区制度(農家民宿に係る簡易な消防用設備等の容認事業)について、現在において特区適用の件数が少ないため、多くの事例について検証・確認できていないことから、防火安全性に関して十分な検証を行いつながり、特区適用対象についてどの程度まで拡大できるかについて検討を行っているところである。 これら検討を踏まえ、農家民宿及び農家民宿と類似の形態をとる民宿について、防火安全性について確認できたものから、順次全国的対応を行う予定としているところである。					1140010	福井県	学びやいしりづくり特区	民家工房および農家民宿等周辺の民家や空き家における消防法の設備要件の緩和	特別区域内の民家工房および農家民宿等周辺の民家や空き家において民宿事業を営む場合、当該特区の消防長(消防本部を置かない10町村においては、市長、町長、以下同じ。)又は消防署長は、消防庁のガイドラインを参考として、消防法施行令第32条に基づき、消防用設備等の基準に係る同令第3節の規定を適用しないことができるようにする。	県内の農家、漁家、伝統産業の民家工房等を利用した学芸・体験するツアーを企画し、県内の旅行者にもつくりの楽しさや自然の大切さを教えるとともに、本県の農林水産業や伝統産業の振興、地域コミュニティの活性化や水産物のブランドアップも図る。	
040840	農家民宿の消防法の民家民宿への適用拡大	消防法第17条第1項、消防法施行令第32条	消防法施行令別表第一において、旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものを(五)項として取扱ひ、消防用設備等の設置について規制を行っている。	C	C:特区として対応不可 現行特区制度(農家民宿に係る簡易な消防用設備等の設置事業)に関して対象を限定した緩和を行い、その防火安全性について確認している最中であり、全国展開の際に再度検討する。	農家民宿に限らず、一般民宿への拡大を検討するといふ理解でよいが示された。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、また、観光立国という国の政策目標の実現の観点からも、再度検討し回答された。 現行特区制度(農家民宿に係る簡易な消防用設備等の設置事業)に民家民宿においても対応をさせてほしい。 また、既に営業している農家民宿等においてどのような規制緩和が行われているか具体的な例を示していただき指導して頂ければ、今後提案するにあたり参考とさせていただきます。 避難経路、容易な避難口とはどういふ物をさすのか? 例えれば廊下から廊下まで...廊下から外部まで...このような提案で距離数等を明確にする必要があるのか? この場合各民宿希望者より各家庭の見取り図等の提出を必要とするのか?					現行の特区制度(農家民宿に係る簡易な消防用設備等の容認事業)について、現在において特区適用の件数が少ないため、多くの事例について検証・確認できていないことから、防火安全性に関して十分な検証を行いつながり、特区適用対象についてどの程度まで拡大できるかについて検討を行っているところである。 これら検討を踏まえ、農家民宿及び農家民宿と類似の形態をとる民宿について、防火安全性について確認できたものから、順次全国的対応を行う予定としているところである。 また、農家民宿に係る具体的な要件等については「構造改革特別区域法」に係る農家民宿における消防設備に係る消防法の規定に対する柔軟な対応について、「平成15年3月26日 消防庁予防課長通知」に基づき各消防機関において運用されているところであるため、所轄消防機関に確認された。					1143012	神奈川県	かんた田舎体験交流特区	普通民家での民宿経営(消防法関連)	普通民家での民宿を始めるにあたり旅館業法で定められている基準(床、調理場、トイレ等の設置条件、また消防法の表示灯の設置、また有休農地の利用等)農家民宿の拡充を受けながら提案したい。 当地区においては一部地域に自家水道の泉湧があり消毒していない綺麗な水を使用しています。より多くの町民に受入体制作りを促す事から水を清潔に保つてからの使用など水の消毒をしないでも美味しい水を使用する提案をしたい。 また、都市住民が農地を取得し農業経営が出来るよう貸付期間及び面積の規制緩和を受け、個人対個人の農地などの賃借契約が出来よう提案したい。	民家民宿を行うことにより都市住民と田舎との交流が図られ、田舎での暮らし体験、生活体験を推進したい。 当町の自然を最大限に活用する「山村地域」における「旅」を目的とし、田舎での「学」・「遊」・「食」・「泊」の体験を民家において可能な多くの町民と都市部の人たちの交流を深め「農家民宿」の拡充を受けながら「民家民宿」の開業を目指したい。	
040850	女性消防員と再任用消防員の権限拡大	地方公務員法第28条の4から第28条の6までの規定及び各地方公共団体の条例により、地方公共団体は、定年退職した職員等について再任用できるが、消防員が否かでは区別は設けられていない。	地方公務員法第28条の4から第28条の6までの規定及び各地方公共団体の条例により、地方公共団体は、定年退職した職員等について再任用できるが、消防員が否かでは区別は設けられていない。	E	消防員としての再任用については、規制自体が存在せず、現行規定も可能であるので、事実認識である。 なお、女性消防員の活動制限については、女性労働基準規則において、女性の母体保護等の観点から、一定の業務について、就業制限が課されているところである。総務省消防庁としては、こうした制限の範囲内で女性消防員の活動範囲の拡大を図っていく立場にある。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。 男女共同参画社会の流れの中で、女性消防員については、女性労働基準規則による従事制限との関係がありますが、社会的に女性に対する労働法上の制限が撤廃されている状況下では、女性の能力開発を促進し活用を図ることが求められており、消防においても装備や資機材の高度化・軽量化を進め、母体保護等の安全面の適切な対応を図ることにより、女性消防員の活動制限等の撤廃をお願いするものです。例えば、有毒ガス等の災害発生現場では、空気呼吸器等を装着して、身の安全(身体の保護等)を図りながら活動している等、安全面での諸条件を充実整備し、適切な対応策を講ずることにより、危険有害業務の就業制限の緩和ができたなら、女性消防員の活動範囲が広がると思います。なお、本市は男女共同参画条例を制定し、あらゆる職業において女性職員の割合が0%に近づくとともに、現行の制度のままでは消防活動に重大な支障を来すことが明白であるため、女性消防員を積極的に採用することは非常に困難です。このままでは、総務省が男女共同参画を阻害する制度の存在を容認していることと解されかねません。					女性消防員の活動制限については、厚生労働省令である女性労働基準規則において、男女の生理的機能の差異や母体保護の必要性にかんがみ、重労働を取り扱う業務及び鉛、水銀等有害物を発散する場所における業務について、労働基準法における最低限の基準として全国一律に就業制限が課されているところ。提案に沿うか否か決定するためには、当該規則の趣旨、目的に照らした判断が必要であり、当該規則を所管している同省において行うべきもの。 ただし、対象となっている就業制限については、包括的・一般的な制約を一律に課するものであり、女性固有の要素をどこまで考慮するかについて、個別の職業区分又は対象業務に応じて合理的な検討を行う必要があると考えている。したがって、この件については、厚生労働省において真剣な検討が望まれる。					1180010	華加市	安心で便利な行政サービス特区(女性消防士とベテラン消防士が守る安全)	女性消防員と再任用消防員の権限を拡大する	女性消防員の活動の制限等を撤廃し、併せて、前職が消防員であった「再任用職員」に「消防員」としての権限を付与する。	女性消防員の活動の制限等を撤廃することにより、多種多様な災害に対する活動範囲のさらなる拡大を図る。また、消防行政全般に、前職が消防員であった「再任用職員」には「消防員」としての権限を付与する。	
040860	道路上空通路の設置基準の緩和	消防法第7条「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(昭和32年7月15日建設省発第37号、国消発第860号、警察庁乙備第14号)及び「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(平成8年3月19日警察庁丁規発第32号、建設省道政発第44号、建設省住指発第90号、消防予第39号)により、消防法第7条による同意の基準が示されており、これに基づき運用されているところ。	「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(昭和32年7月15日建設省発第37号、国消発第860号、警察庁乙備第14号)及び「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(平成8年3月19日警察庁丁規発第32号、建設省道政発第44号、建設省住指発第90号、消防予第39号)により、消防法第7条による同意の基準が示されており、これに基づき運用されているところ。	D-1	D-1:現行の規定により対応可能 根拠法令等として掲げられている「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(平成8年3月19日警察庁丁規発第32号、建設省道政発第44号、建設省住指発第90号、消防予第39号)においては、安全性の確保に十分に留意しつつ弾力的運用を図ることとされており、現行の規定の中でも十分に対応可能である。	費省の回答では、現行で対応可能とあるが、本提案にある道路上空通路は設置できるのか、回答された。 また、提案の円滑な実施が図られるよう消防上の基準の明確化を図られたい。					設置の可否については、前回回答のとおり「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(平成8年3月19日警察庁丁規発第32号、建設省道政発第44号、建設省住指発第90号、建設省住指発第30号、消防予第39号)により、「許可基準の一部を変更して実施し、又はその一部の適用を除外することが可能、な旨が示され、弾力的な運用が図られているところであり、現地の消防本部等関係機関が協議の上で設置の可否を判断しているところである。 そのため、当該上空通路の設置の可否については、所轄消防本部へ確認された。					3039010	三洋電機株式会社	サンブラッド「生活サービス」特区	道路上空通路の設置基準の緩和	道路上空に設ける通路の設置基準を緩和することにより、地上の自動車交通の緩和と安全な歩行者環境の確保のための道路上空における立体的な歩歩分離を可能にする。さらに、よりフレキシブルな歩行者と高齢者やベビーカー利用者へも施設の快適な利用を促進する。また、道路により分断された地域へ利用者を自然に誘導し、都市の活性化が促進されるような施設とする。また、大規模商業施設は不特定多数の利用が予想され、より災害弱者が避難しやすいように、道路上空に設ける通路の設置基準を緩和し、建物相互間を連絡させることで、水平避難を可能にし、日常避難利用した安全な避難を実現する。	公道をほさんで建つ商業施設間を道路上空で各階3層の通路で接続する。通路の幅はそれぞれ3階で1.8m、4・5階では6mとする。この道路上空の立体利用により、1階では歩車の動線と分離し、安全で快適な移動空間を提供する。また、上階においては利用者の利便性・快適性の向上をはかり、道路により分断された街区間の活性化を促し、災害弱者の災害発生時における別棟への避難・移動を容易にし、ハイバスの役割を果たすことにより、非常時の安全性の増大を図る。	
040860	道路上空通路の設置基準の緩和	消防法第7条「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(昭和32年7月15日建設省発第37号、国消発第860号、警察庁乙備第14号)及び「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(平成8年3月19日警察庁丁規発第32号、建設省道政発第44号、建設省住指発第90号、消防予第39号)により、消防法第7条による同意の基準が示されており、これに基づき運用されているところ。	「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(昭和32年7月15日建設省発第37号、国消発第860号、警察庁乙備第14号)及び「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(平成8年3月19日警察庁丁規発第32号、建設省道政発第44号、建設省住指発第90号、消防予第39号)により、消防法第7条による同意の基準が示されており、これに基づき運用されているところ。	D-1	D-1:現行の規定により対応可能 根拠法令等として掲げられている「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(平成8年3月19日警察庁丁規発第32号、建設省道政発第44号、建設省住指発第90号、建設省住指発第30号、消防予第39号)においては、安全性の確保に十分に留意しつつ弾力的運用を図ることとされており、現行の規定の中でも十分に対応可能である。	費省の回答では、現行で対応可能とあるが、本提案にある道路上空通路は設置できるのか、回答された。 また、提案の円滑な実施が図られるよう消防上の基準の明確化を図られたい。					設置の可否については、前回回答のとおり「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(平成8年3月19日警察庁丁規発第32号、建設省道政発第44号、建設省住指発第90号、建設省住指発第30号、消防予第39号)により、「許可基準の一部を変更して実施し、又はその一部の適用を除外することが可能、な旨が示され、弾力的な運用が図られているところであり、現地の消防本部等関係機関が協議の上で設置の可否を判断しているところである。 そのため、当該上空通路の設置の可否については、所轄消防本部へ確認された。					3056010	三洋電機株式会社、大阪府	サンブラッド「生活サービス」特区	道路上空通路の設置基準の緩和	道路上空に設ける通路の設置基準を緩和することにより、地上の自動車交通の緩和と安全な歩行者環境の確保のための道路上空における立体的な歩歩分離を可能にする。さらに、よりフレキシブルな歩行者と高齢者やベビーカー利用者へも施設の快適な利用を促進する。また、道路により分断された地域へ利用者を自然に誘導し、都市の活性化が促進されるような施設とする。また、大規模商業施設は不特定多数の利用が予想され、より災害弱者が避難しやすいように、道路上空に設ける通路の設置基準を緩和し、建物相互間を連絡させることで、水平避難を可能にし、日常避難を利用した安全な避難を実現する。	公道をほさんで建つ商業施設間を道路上空で各階3層の通路で接続する。通路の幅はそれぞれ3階で1.8m、4・5階では6mとする。この道路上空の立体利用により、1階では歩車の動線と分離し、安全で快適な移動空間を提供する。また、上階においては利用者の利便性・快適性の向上をはかり、道路により分断された街区間の活性化を促し、災害弱者の災害発生時における別棟への避難・移動を容易にし、ハイバスの役割を果たすことにより、非常時の安全性の増大を図る。	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	措置の分類、内容の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	措置の分類、内容の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
040870	アーケード内においてミニSLを走行するための規制緩和	消防法第17条第1項、消防法施行令別表第一	延長50m以上のアーケードについては、消防法施行令別表第一(十八)項に分類される防火対象物として、消防用設備等の設置の義務が生じるが、消防法令において既設アーケード内においてミニSLの運行に関する規制は行っていない。	E		E: 事実確認 延長50m以上のアーケードについては、消防法施行令別表第一(十八)項に分類される防火対象物として、消防用設備等の設置の義務が生じるが、消防法令において既設アーケード内においてミニSLの運行に関する規制は行っていない。											3119010	今治商店街協同組合	ミニSLの走る街	アーケード内においてミニSLを走行するための規制緩和	中心商店街の活性化を目的として、全蓋アーケード内においてミニSLを走行させるための各法令規制の緩和	カラー舗装及びアーケードを有し、自動車の通行を規制している商店街であるが、活性化の起爆剤として、土曜・日曜にミニSLを無料運行し集客力を付ける。
040880	自衛防災組織の設置の特例	石油コンビナート等災害防止法第9条、10条、11条、12条	特定事業者に、特定事業所ごとにタンクの保有状況等に応じて防災用機器(3点セット、甲種普通化学消防自動車等)の配備を義務付けている。	C	-	消防法に基づく個々のタンクの消火設備に加え、石油コンビナート等災害防止法では、特定事業者に対して、3点セット等の資機材を別途義務付けているため消防車両の免除は不可能である。 また、特別防災区域を管轄する公設消防については、「消防力の基準」により消防力を整備することとなり、自衛防災組織と公設消防の消防力をもって災害対応することとされているため、消防力は半減し必要な災害対応ができない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	火災等に対して消防力不足するのは、一般的には消防車両ではなく、薬剤であると考え、固定設備の消火能力を合わせれば、効果は十分あり、消防力は減少するとは考えられない。防火用水、薬剤を充実させた方が効果はあると考えであり、再検討をお願いしたい。			防火用水、消火薬剤を充実したとしても、消防車両の配置は必要であるため、免除は認められない。						2005040	名古屋港管理組合	名古屋産港八幡区	自衛防災組織の設置の特例	当該事業所より2km以内に公設消防署又は支所がある場合には、消防車両の所有を免除する。	近年公設消防は強化されており、公設消防が近い場合は社内消防隊と公設消防隊の現場への到着時間は変わらないほどになっている。 一方、事業所での火災等が発生した場合、事業所は即119番通報するとともに、優先的に備え付けの消火設備にて消火にあたるため、公設消防のみが消防車を所持することで十分災害への対応は果たすことが出来ると考える。 消防車の所有は、民間企業にとって人件費や車両維持費等の費用がかなりの負担となっているため、事業所の直近に公設消防署が立地している場合は、所有の免除を要望する。
040890	石油コンビナート等の施設の新設・変更に係る届出先の都道府県への移管	石油コンビナート等災害防止法第5条、7条、石油コンビナート等特別防災区域における新設等事業所の施設地区の配置等に関する省令第5条	新設等の届出をしようとするものは、総務大臣及び経済産業大臣にそれぞれ届出書を提出しなければならない。	D-3		現在でも、消防庁と経済産業省が同時に申請受付を行い、申請者の便宜を図っている。 なお、窓口の一元化については、「電子政府構築計画の策定に向けて(平成15年3月31日各府省情報化統括責任者連絡会議決定)」に基づき、総務省で一元化するよう予定している。 また、総務省の様式と経済産業省の様式は同一である。	窓口一元化の実施時期を明らかにされたい。					平成15年度末までに措置の予定。					2005060	名古屋港管理組合	名古屋産港八幡区	石油コンビナート等の施設の新設・変更に係る届出先の都道府県への移管	総務省、経済産業省、厚生労働省、への石油コンビナート等災害防止法における届出の窓口の一本化	扱いはなっている事項についてはもとより、国土交通省等の多岐に亘る審査を必要としているため、申請図書の提出先と部数が多く、事業者の事務経費・負担が大きい。 そこで、それら手続きに関する事業者の負担を軽減するため、窓口の一本化を要望する。
040900	石油コンビナート等災害防止法上の副防災管理責任者の緩和	石油コンビナート等災害防止法第17条	第一種事業者は副防災管理責任者を選任しなければならない。	C	-	副防災管理責任者は防災管理責任者が不在のときは自衛防災組織を統括する責任を有し、また、防災管理責任者が自衛防災組織の統括について補佐する立場にあり、防災隊(自衛消防隊)の長という職務上では、こうした責任を負担することができないことから認められない。	専任の防災隊が常駐している事業所においては、正または副の防災管理責任者が常駐している必要性はないのではないか。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	防災隊(自衛消防隊)の長が、副防災管理責任者の職務にも精通しており、副防災管理責任者に選任しているものと遜色ないレベルを有している場合は、防災隊(自衛消防隊)の長が副防災管理責任者を兼任できるよう再検討をお願いしたい。			自衛防災組織の防災要員(防災隊)は、災害が発生した場合に直ちに防災活動を行う者である。 一方、副防災管理責任者は、災害の発生又は拡大の防止に関する業務、また、防災管理責任者を補佐し、防災管理責任者が不在の時には、防災管理責任者代わって自衛防災組織を統括する役割を担っており、管理的又は監督的地位にある者が選任の要件となっている。 このように、副防災管理責任者は、防災要員(防災隊)と異なる責務を有していることから、防災隊が常駐しているとしても、副防災管理責任者は常駐する必要がある。 また、副防災管理責任者と防災要員の兼任についても、上記の理由から認められない。						2005070	名古屋港管理組合	名古屋産港八幡区	石油コンビナート等災害防止法上の副防災管理責任者の緩和	石油コンビナート内等で専任の防災隊が昼夜勤務している事業所では、副防災管理責任者を選任しなくてもよいこととする。	企業は、事業の効率化・コスト削減を図るため、様々な規制を講じている。 一方、石油コンビナート等災害防止法における特定事業者は、自衛防災組織を設置することとなっているが、その組織のあり方が、効率化・コスト削減への足かせとなっている。少しでも、効率化を図るために、専任の防災隊が昼夜勤務している事業所においては、副防災管理責任者の選任を免除されたい。
040910	他の防油堤配管の通過制限撤廃	危険物の規制に関する規則第22条第2項第11号	防油堤に関する規制基準については、防油堤内外の災害の発生、拡大防止の観点から、その危険性に鑑み、最低限必要なものであり、防油堤内の危険物配管通過を認めることはできない。なお、昭和51年の基準改正時に、改正基準に適合しない既存配管については経過措置が適用されており(当該配管については部分的改修を行う場合であっても経過措置の対象。)、従前の例によることとされている。	C		漏れいした危険物の回収や引火防止等の危険物排除作業については、危険物施設特有のものであり、これら作業を行うに際して、防油堤内の危険物配管通過は根本的に支障がある。当該事業に代表されるように、防油堤の基準については、防油堤内外の災害の発生、拡大防止に鑑み、最低限必要なものであり、防油堤内の危険物配管通過を認めることはできない。なお、昭和51年の基準改正時に、改正基準に適合しない既存配管については経過措置が適用されており(当該配管については部分的改修を行う場合であっても経過措置の対象。)、従前の例によることとされている。											2021010	茨城県	他防油堤配管の通過制限撤廃	タンク・敷設配管等の効率的かつ最適な設備配置による、工場用地の効率的活用及び配管等建設コストの削減を図るため、消防活動の支障とならないように、また、十分な安全性を確保することを条件に、防油堤内を他の防油堤の配管が通過することを禁止し、規制を緩和することを、要望する。	防油堤内を他の防油堤配管が通過することを規制する本規制は、昭和51年法改正により新たに設けられた。法改正前に建設された事業所においては、法改正前に敷設された通過配管を更新しようとするとかかる配管を迂回させる必要があり、また現実的には迂回させるためのスペースがない(タンク自体を移設せざるを得ず、非効率な設備配置を余儀なくされる。かかる規制を緩和できれば、結果として用地の効率的活用や新規プラントの立地促進を図ることが可能となる。	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	'措置の分類、見直し	'措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例推進事項管理番号	提案主体名	特区計画、プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
041050	IPテレビによる難視聴解消の有線テレビジョン放送法の特例	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第2条、第3条及び第5条	有線ラジオ放送の業務を行う者は、その旨の届出書を総務大臣に提出しなければならない。また、有線ラジオ放送事業者は、ラジオ放送事業者の同意を得なければ、そのラジオ放送を受信し、これを再送信してはならない。	E		本提案は、テレビジョン放送に関するものであるが、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律はテレビジョン放送に関して適用されるものではなく、本提案とは無関係なものである。									1158030	宋村	IPテレビによる難視聴解消特区	IPテレビによる難視聴解消の有線テレビジョン放送法上の特例	難視聴地域において、その解消のため、有線テレビジョン放送法等既存の法律に該当しない施設・方法により、その地域内で、テレビの再送信を行う場合であって、CATVの設置や中継局の設置などが困難であり、かつ、当面設置が見込めない場合は、次の特例措置を講ずることを提案する。 有線ラジオ放送法の特例(この業務を有線ラジオ放送業務の運用の規正に適用する法律第3条の届出対象施設とすること。この業務については、同法第5条の再送信同意について、得ているものと見なすこと。)	村内にある白鳥地区共同受信施設で受信している電波を利用し同地区公民館内にチューナー内蔵のエンコードサーバを設置しIP信号に変換して有線本局にある配信サーバに送信。ここから各局舎を経由してIPマルチキャスト方式で各家庭に映像を配信する。この方式により、村内全域で難視聴を解消できる条件が整う。	
041050	IPテレビによる難視聴解消の有線テレビジョン放送法の特例	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第2条、第3条及び第5条	有線ラジオ放送の業務を行う者は、その旨の届出書を総務大臣に提出しなければならない。また、有線ラジオ放送事業者は、ラジオ放送事業者の同意を得なければ、そのラジオ放送を受信し、これを再送信してはならない。	E		本提案は、テレビジョン放送に関するものであるが、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律はテレビジョン放送に関して適用されるものではなく、本提案とは無関係なものである。									3091030	株式会社長野県協同電算	IPテレビによる難視聴解消特区	IPテレビによる難視聴解消の有線テレビジョン放送法上の特例	難視聴地域において、その解消のため、有線テレビジョン放送法等既存の法律に該当しない施設・方法により、その地域内で、テレビの再送信を行う場合であって、CATVの設置や中継局の設置などが困難であり、かつ、当面設置が見込めない場合は、次の特例措置を講ずることを提案する。 有線ラジオ放送法の特例(この業務を有線ラジオ放送業務の運用の規正に適用する法律第3条の届出対象施設とすること。この業務については、同法第5条の再送信同意について、得ているものと見なすこと。)	村内にある白鳥地区共同受信施設で受信している電波を利用し同地区公民館内にチューナー内蔵のエンコードサーバを設置しIP信号に変換して有線本局にある配信サーバに送信。ここから各局舎を経由してIPマルチキャスト方式で各家庭に映像を配信する。この方式により、村内全域で難視聴を解消できる条件が整う。	
041060	実験用無線局の開設要件の緩和	電波法第4条	無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。	D-3		総務省では、電波有効利用技術開発を促進するため、実験無線局の開設を推進することは重要な課題であると認識しており、現在、既存無線局への混信が発生しないことを前提として、免許期間を一年程度の短期間の実験局について、周波数の確保や落成検査の不要化などその開設に要する手続きの簡素化、処理期間の短縮等により、これまでより容易に開設ができるようにするなど、大幅な規制緩和の実施に向けた制度整備を進めており、免許取得にかかる負担は大幅に軽減される予定。(平成15年度中の実施に向け、平成15年12月10日に関係省令の一部改正案を電波監理審議会へ諮問済。) ただし、実験局は、今までに存在しない送信方式について技術的に検証する無線局であることから、たとえ短期間で地域を限定し、出力、周波数等について一定の条件を設けたとしても、広範な地域において多大な支障を及ぼす懸念があるので、総務大臣による必要最小限のチェックが必要であり、免許制度を採用しているところ、かかる観点から、実験局免許については、届出制とすることは適当でない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	提案は、届出制に類似した諸手続きが簡略化され、免許取得後の法定検査等維持管理にかかる負担も軽減された、簡易な免許を特例として認められないかというものである。回答では、開設に要する手続きについて簡素化が進められているが、免許取得後については示されていない。取得後の諸手続きについても簡素化が必要であり、届出制に準ずる簡易な免許を要望するものであり、再度、検討をお願いしたい。						1124100	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾地域における経済特区	実験用無線局の開設要件の緩和	実験用無線局については、一定の条件のもと、届出制に準じた短期間の簡易免許の創設を行う。	実験局の開設の上で、手続きの簡素化、迅速化や負担の軽減が図られ、災害現場等での使用を想定したロボット等の遠隔操作実験や携帯電話端末等のフィールド実験が促進される。		
041070	航空無線の異免許人間通信の認可	電波法第103条の4第2項第1号	飛来する外国籍機に開設した無線局の通信が電波法第103条の4第1項第2号に該当する場合、当該無線局と航空局(異免許人)との通信は可能。	P	P(提案主体に提案趣旨確認)		早急に確認のうえ、回答されたい。			B	不定期便の外国籍機に開設された無線局と航空局の間で航空事業用の通信を行えるよう、電波法施行規則第37条の規定を改正するため、電波監理審議会に諮り、結論を踏まえ、平成16年度中に対応を行う。				3024010	中日航空株式会社	名古屋空港FBO	航空無線の異免許人間通信の認可	現在我が社は名古屋空港を基地としてVHFとHFの航空無線の認可を受けているが、一元化後の名古屋空港でFBOを運営して外來機等にサービスをするためには他社(外国籍機)等との交信が必要である。異免許人との交信が可能にならないと。	一元化後の名古屋空港で外來機等にもホスピタリティに満ちたFBOを運営し名古屋空港の発展に寄与したい。	